

(平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月：会計年度)

医療法人の
事業報告書等の実態(法令遵守・財務分析)
調査報告書

2009 年(平成 21 年)9 月 15 日

社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

認定登録「医業経営コンサルタント法人」(第 10-0001 号)

株式会社 グロスネット(G-Net)

目 次

	ページ
まえがき	1
第1 調査の概要	2
1 目的	3
2 調査対象	4
3 調査期間・方法	5
(1) 実施期間	5
(2) 調査方法	5
(3) 調査の前提	5
4 用語の定義・略称	6
(1) 用語の定義	6
(2) 略称	6
5 調査の具体的な目的	7
(1) 基本的な方法	7
(2) 法令遵守の状況分析について (コンプライアンスの点数化表)	7 8
(3) 財務内容の分析について	9
第2 法人数の調査・分析	10
1 財団・社団別の法人数	11
2 病院法人数	13
(1) 病院を所有する法人(全体)	13
(2) 病院のみを所有する法人(単体)	13
(3) 病院と診療所を所有する法人	14
(4) 病院と介護老人保健施設を所有する法人	14
(5) 病院、診療所、介護老人保健施設を所有する法人	15
3 診療所法人	16
(1) 診療所を所有する法人(全体)	16
(2) 診療所のみを所有する法人(単体)	16
(3) 診療所と介護老人保健施設を所有する法人	17
4 老健法人数	17
(1) 介護老人保健施設のみを所有する法人(全体)	17
5 病院法人の病床数等分析	18
(1) 病床区分の法人数分析	18
(2) 病床区分の病床数分析	18
(3) 法人類型の法人数分析	19
6 医療法人の法人設立登記年代	20
7 役員及び評議員分析	21
(1) 理事数	21
(2) 監事数	21
(3) 評議員数	21
第3 事業の概要	22
1 本来業務	23
(1) 法令の規定	23
(2) 本来業務3施設の病床数	24
2 附帯業務	25
(1) 法令の規定	25
(2) 法人類型別の附帯業務件数	26
3 収益業務	27
4 総会(評議員会)の議決(同意)事項	28
(1) 社員総会の開催状況	28
(2) 会計年度内で議決(同意)した事項	29

5	その他	30
第4	計算書類、監査報告書	31
1	財産目録	32
(1)	債務超過かどうかの分析	32
(2)	貸借対照表項目との金額差異	32
(3)	土地・建物の所有・賃借状況	34
2	貸借対照表	35
(1)	貸借対照表の全体の平均金額分析	35
(2)	病院法人の貸借対照表	36
(3)	診療所法人の貸借対照表	37
(4)	老健法人の貸借対照表	38
(5)	借入金の法人類型区分分析	39
(6)	純資産の法人類型区分分析	40
(7)	社団・持分あり法人の資本金額	41
3	損益計算書	43
(1)	各種法人別の損益計算書(平均)	43
(2)	本来業務分析	48
(3)	附帯業務分析	54
(4)	収益業務分析	60
4	監事監査報告書	66
(1)	医療法人(全体)	66
(2)	法人類型別	66
第5	法令違反	67
1	法令違反とした対象	68
2	正しい記載がなされていた事項	68
(1)	事業報告書	68
(2)	財産目録	69
(3)	貸借対照表	69
(4)	損益計算書	70
(5)	監査報告書	70
(6)	誤りがあった法人の点数別集計	71
(7)	平成19年度会計期の決算	72
第6	財務分析	73
1	病院法人	74
(1)	病院種別による分析総括表(平均値表)	74
(2)	病院法人の財務分析	76
2	診療所法人	88
(1)	診療所法人による分析総括表(平均値表)	88
(2)	診療所法人の財務分析	89
3	老健法人	96
(1)	介護老人保健施設の分析総括表(平均値表)	96
(2)	老健法人の財務分析	97
第7	むすび	99
	調査報告書の作成に係った者	101

〔資料〕

医療法人における事業報告書等の様式について(医政指発第0330003号)

まえがき

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「医療法」という。）の施行に伴い、改正後の医療法人の事業報告書等の様式については、「医療法人における事業報告書等の様式について」・厚生労働省医政局指導課長通知（医政指発第0330003号・平成19年3月31日 最終改正 医政指発第1212001号 平成20年12月12日）が発遣（以下特に許わない限り「報告書等通知」という。）された。

この報告書等通知の発遣に伴い、「決算の届出等について（平成7年4月20日付指第26号厚生省健康政策局指導課長通知）」及び「病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について（平成16年8月19日付医政指発第0819002号厚生労働省医政局指導課長通知）」は廃止された。

この報告書は、医療法が求める医療法人の財務内容等の「透明性」が、最低のレベルでもこの報告書等通知を充足するものとして、事業報告書等及び監事による監査報告書、定款（モデル定款・定款例に遵守を前提）を、医療法第52条により、閲覧開示を求め、医療法、法令などの準拠性並びに可能な限りの財務分析を行った。

もとより一法人の調査能力に限界があるため7都道府県の1,746法人の医療法人のデータ収集・分析にとどまった。

なお、今回は調査（公開・開示）最初の年度であり、諸データ分析の基礎となる7都道府県毎の諸データ類の分析結果は、公表を差し控えた。

閲覧・データ収集に当り各都道府県の主務担当者の方々にご協力いただいたことを深く感謝し、この報告書が地域医療の重要な担い手としての医療法人制度の発展につながることを期待してやまない。

2009年（平成21年）9月15日

株式会社 グロスネット

代表取締役社長 松田 紘一郎

第1 調査の概要

この項は、平成19年4月1日以降終了する会計年度から、医療法人に義務化（医療法第62条）された事業報告書等ならびに監事の監査報告書の開示内容について、私どもG - N e tが、「医業経営コンサルタント法人」として調査分析した、結果の前提となる調査の概要を示したものである。

この調査により7都道府県1,746医療法人（うち、病院法人840法人、診療所法人898法人、老健法人8法人）であり、それらの調査の目的、調査対象、調査期間・方法、調査の具体的な目的から構成されている。

しかし、残念ながら「報告書等通知」の記載例を無視した「記載のないもの」、「記載に明らかにミスがあるもの」も、かなりの件数であり、第2以降の法人数の結果が1,746法人に統一できず、調査分析上、問題があることを、まずお断りしておきたい。

それ以上に問題なのは、都道府県により異なる（私どもの私見）が、病院法人で10%から30%、診療所法人で20%～50%の未提出のもの（休眠中を含む）があり、厚生労働省が公表しているデータ等と、意味もなく差違が出ていることである。

つまり、この調査は、7都道府県に提出されたものを（任意に集計して）全て正しいものとみなしたもの（例外的に、修正した箇所もあるが、その都度明示した）であることを最初にお断りしたい。

1 目的

この調査の目的は、改正法第 52 条に基づき会計年度終了後 3 ヶ月以内に都道府県知事に提出された報告書等、つまり事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以上、事業報告書等）と監事の監査報告書を下記の区分に基づいて個別に閲覧・収集した。

施設類型		決算書類	事業報告書等				監査報告書
		事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書		
病院または 介護老人保 健施設を開 設する法人	医療法（本 則）の法人	様式 1	様式 2	様式 3 - 1	様式 4 - 1	様式 5	
	経過措置型 法人			様式 3 - 2			
診療所のみ 開設する法 人	医療法（本 則）の法人			様式 3 - 3	様式 4 - 1		
	経過措置型 法人			様式 3 - 4			

これにより、個別法人毎に主として次の 2 区分に従って調査分析した。

(1) 法令遵守の状況の分析・・・モデル定款が、そのまま用いられていることを前提に事業報告書を中心とした改正法違反などの実態を明らかにすること

(2) 財務内容等の分析・・・貸借対照表、損益計算書が正しいものとしての財務分析、そのデータを中心とした財務分析をすること

調査分析の結果により、医療法人の法令遵守の状況と財務分析による実態を明らかにし、公表することにより医療法人制度のよりよい発展により、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

これらの報告書等通知に基づく事業報告書等及び監事の監査報告書の様式は、本報告の末尾に「別紙」として示した。

2 調査対象

この調査対象とした医療法人は、任意に抽出した次の一覧表に示す 1,746 医療法人であり、原則として 2 以上の都道府県に事業所を所在する医療法人（地方厚生局所管法人）は、対象外とした。なお、3 月決算法人を原則とし、4 月以降決算法人も加えてある。

都道府県別医療法人数（法人の事務所の所在地）一覧表

（法人数・％）

都道府県	病院法人		診療所法人		老健法人		合 計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
北海道	126	15.0	102	11.4	0	0.0	228	13.1
東京都	147	17.5	177	19.7	1	12.5	325	18.6
神奈川県	102	12.1	133	14.8	0	0.0	235	13.5
愛知県	139	16.5	184	20.5	4	50.0	327	18.7
大阪府	133	15.8	63	7.0	0	0.0	196	11.2
兵庫県	104	12.4	113	12.6	3	37.5	220	12.6
福岡県	89	10.6	126	14.0	0	0.0	215	12.3
合 計	840	100	898	100	8	100	1,746	100

3 調査期間・方法

(1) 実施期間 平成 20 年 7 月から 21 年 3 月まで

(2) 調査方法 対象とした都道府県の情報公開条例に従い次の方法とした。

イ . G - N e t 社員によりコピーをしたケース

ロ . 各担当者に法人を指定して書類の送付を依頼したケース

ハ . 各担当者に事前に打ち合わせをして、正式書類として情報開示部門に申請をしたケース

ニ . 情報開示部門の書架にある、事業報告書のファイルをチェックし、担当者にコピーを依頼したケース

なお、本書「まえがき」でも申し述べたが、膨大な量の書類の開示等に都道府県の情報開示に係る主務担当官の方々にご協力いただいたことを付記する。

(3) 調査の前提

社団にあっては、当該法人の定款はモデル定款(定款例)のとおり、財団にあっては、モデル寄附行為(寄附行為例)のとおりとし、この調査は省略した。

事業報告書等については、明らかに間違い(誤り)があるものでも修正せずに、そのまま用いた。

調査対象とした医療法人は、その都道府県の中心部、郊外の区分による収録順とし、G - N e t による作為は一切ないものとした。

医療法人の決算は、平成 20 年 3 月末日、4 月末日、5 月末、6 月末、それ以降の月末は、「その他」として集計した。

医療法人の類型は、特定・特別医療法人(それぞれの個別のものを含む)、出資額限度法人、基金拋出型医療法人、経過措置型医療法人、その他、記載なしに分け、病床規模を「20 床から 99 床」、「100 床から 199 床」、「200 から 299 床」、「300 床以上」、「その他」記載なし、とした。

4 用語の定義・略称

(1) 用語の定義

この報告書で用いる用語の定義は次のとおりとした。

- ・ 病院法人 医療法人として、病院を経営する法人の外、診療所または介護老人保健施設またはその両方を併設する法人。
- ・ 診療所法人 医療法人として診療所を経営する法人の外、介護老人保健施設を併設する法人。
- ・ 老健法人 医療法人として介護老人保健施設のみを経営する法人。
- ・ 一般病院 病院の病床のうち、一般病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 療養病院 病院の病床のうち、療養病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 精神科病院 病院の病床のうち、精神病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 混合病院 前述 3 病院以外の病院、一般にケアミックス病院と言われている。
- ・ 有床診療所 病床を有する診療所
- ・ 無床診療所 病床を持たない診療所
- ・ 老健 介護老人保健施設。

(2) 略称

略称等	法令名・制定（発遣者）番号			最終改正・番号	
医療法	医療法	昭和 23 年	法律 第 205 号	平成 18 年	法律 第 84 号
旧法	医療法	昭和 23 年	法律 第 205 号		
法政令	医療法施行令	昭和 23 年	政令 第 326 号	平成 18 年	政令 第 9 号
法省令	医療法施行規則	昭和 23 年	厚生労働省令 第 50 号	平成 19 年	厚生労働省令 第 39 号
収益業務告示	厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務	平成 19 年	厚生労働省告示 第 92 号		
制度基本通知	医療法人制度について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330049 号		
指導要綱	医療法人運営管理指導要綱	平成 2 年	医政局長・健政発 第 110 号	平成 19 年	医政発 第 0330049 号
附帯通知	医療法人の附帯業務について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330053 号		
基金通知	医療法人の基金について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330005 号		
特定通知	特定医療法人制度の改正について	平成 15 年	医政局長・医政発 第 1009008 号	平成 20 年	医政発 第 0513016 号
報告書通知	医療法人における事業報告書等の様式について	平成 19 年	指導課長・医政指発 第 0330003 号		

(注)この他、租税特別措置法(昭和 32 年 3 月法律第 26 号・最終改正・平成 19 年法律第 10930 号)を「租特法」としている。

5 調査の具体的な目的

(1) 基本的な方法

この調査の目的は、提出法人の概況分析・第1・1・目的、(1)法令遵守の状況の分析と、(2)財務内容等の分析としてあるが、その目的達成のための重要な基本方針を、次のように定めた。

- ・ 定款（寄附行為）は、コピーを取って内容を全てチェックすべきであろうが、それを省略し、モデル（例）どおりに示されていることとしたこと
- ・ 事業報告書等の計数などに誤りがあるという事実があっても、そのまま用いることとしたこと（監査報告書についても同じ）

(2) 法令遵守の状況分析について

法令は、「法律」以外に広くとらえ、施行令、施行規則、通知のほか、定款（寄附行為）を含むものとしたが、事業報告書等に表見的に記載されたもののみを対象とし、いわゆる「疑いがあるもの」を除いた。例えば、予算に係る社員総会（評議員会）は、開催すべきとし、仮に非開催・虚偽開催の疑いがあっても、記載されたことが正しいものとみなした。

分析の都合上、法令違反を1法人を1事案として、次のように限定した項目をピックアップして点数化した。

法令違反

法令の内容		点数	主な対象
A	医療法・違反	5	特定・特別医療法人の役員数、事業報告書等の一部非提出 監査報告書の日付が決算総会日より後
B	施行令・規則違反	4	定款の変更
C	通知・定款・違反	3	予算総会の開催なし、決算総会の開催なし 予算総会開催時期不適切、決算総会開催時期不適切 決算期末から2ヵ月後以降の決算総会開催 決算の確定、収支予算・事業計画書 借入金の最高限度額、事業報告書等の様式
D 記載違反（通知違反）	D2 重大な違反	2	法人類型の記載、法人設立の時期、本来業務の内容 附帯業務の内容、収益業務の内容 財産目録の貸借対照表との整合性 経過措置で資本金なし、特定・特別で資本金あり 特定・特別で基金あり、 事業報告書・附帯業務との整合性 事業報告書・収益業務との整合性 監査報告書の署名監査役不足
	D1 軽微な違反（もれ、ミス）	1	土地の注記、建物の注記、財産目録の単位 貸借対照表の会計期間、損益計算書の会計期間 監査報告書の会計期間 監査人数と本文（私は、私たちは）の記載

(注)それぞれの事案の誤りについては、複数で点数を付すことも可とした。つまり、1事案について5点+2点又は5点+1点などが示しうるものとした。

(コンプライアンスの点数化表)

評価項目		違反の区分		減点合計	備考	
		記載違反 (4)	法令違反			
事業報告書	1 (3) 法人の種類	2		2		
	(4) 設立	2		2		
	(5) 役員		5	5		
	2 (1) 本来業務	病院	2		2	
	診療所	2		2		
	老健	2		2		
	(2) 附帯業務		2		2	
	(3) 収益業務		2		2	
	(4) 社員総会	開催状況		3	3	
		議決事項		3	3	(1)
			3	3	(2)	
			3	3	(3)	
			4	4		
			3	3		
			3	3	病院のみ	
	非提出書類あり		5	5		
	標準様式準拠性	事業報告書	3	3		
		財産目録	3	3		
		貸借対照表	3	3		
		損益計算書	3	3		
		監事監査報告書	3	3		
	標準様式消し忘れ		1	1	(3)	
計算書類等	財産目録	貸借対照表との整合性	2	2		
		単位ミス	1	1	(3)	
		土地注記	1	1		
		建物注記	1	1		
	貸借対照表	経過措置で資本金がない	2	2		
		特定・特別で資本金がある	2	2		
		特定・特別で基金がある	2	2		
		財団で基金がある	2	2		
		会計期間の記載	1	1		
	損益計算書	事業報告書附帯業務との整合性	2	2		
		事業報告書収益業務との整合性	2	2		
		会計期間の記載	1	1		
監査報告書	日付が決算総会日より後		5	5		
	会計期間の記載	2		2		
	署名監査役不足	2		2		
	監事が一人 本文私たち	2		2		
(計)		40	61	101		

(1) 同時の場合は (2) 未承認決算書の登記、登記遅れ (3) 今回は、カウント外
(4) 記載ミスとモレの峻別は困難だが、後者は、法律・規則等の違反とみなした。

(3) 財務内容の分析について

貸借対照表及び損益計算書（事業報告書・財産目録）に掲示された計数等を全て正しいものとして、病院法人並びに老健法人の〔安全性〕・〔収益性〕・〔効率性〕について、次のように分析した。

病院・データ (B / S ・ P / L) からの分析指標

〔安全性〕				
1	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	$\times 100$	= %
2	未収対買掛比率	$\frac{\text{未収入金}}{\text{買掛金}}$	$\times 100$	= %
3	自己資本比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総資産}}$	$\times 100$	= %
4	借入金比率	$\frac{\text{借入金}}{\text{医業収入}}$	$\times 100$	= %
5	長期固定適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{純資産}}$	$\times 100$	= %
〔収益性〕				
6	総資本利益率	$\frac{\text{税引後当期利益}}{\text{総資産}}$	$\times 100$	= %
7	自己資本利益率	$\frac{\text{税引後当期利益}}{\text{純資産}}$	$\times 100$	= %
8	医業収益利益率	$\frac{\text{税引後当期利益}}{\text{医業収益の計}}$	$\times 100$	= %
9	本来業務利益率	$\frac{\text{本来業務利益}}{\text{本来業務収益}}$	$\times 100$	= %
10	附帯業務利益率	$\frac{\text{附帯業務利益}}{\text{附帯業務収益}}$	$\times 100$	= %
〔効率性〕				
11	1病床当り本来業務収益	$\frac{\text{本来業務収益}}{\text{許可病床数}}$	=	千円
12	1病床当り本来業務利益	$\frac{\text{本来業務利益}}{\text{許可病床数}}$	=	千円
13	1病床当り総資本	$\frac{\text{総資本の額}}{\text{入院患者数}}$	=	千円

第2 法人数の調査・分析

この項は、事業報告書 1 医療法人の概要(1) 名称の内容を中心に、調査対象となる医療法人の財団・社団別の法人数、病院・法人の病院などの所有数、診療所・法人の診療所・老健などの所有数、老健・法人の老健の所有数などの実態とともに、病院・法人の病床区分による法人数、病床区分による病床数分析及び法人類型別の法人数分析の結果を示した。

なお、この項の一部の調査項目で、「記載なし」が異なるものとなっているが、これは、提出した医療法人がその事業報告書に記載していないものであり、異なる数字が示されるのは当然(ありうること)と考えている。

また、法人類型の調査で「その他」が示されているが、他の記載事項が「特定・特別医療法人」、「出資額限度法人」、「基金拠出型医療法人」であり、「その他」は、次の3種に分かれるはずである。

- ・ 社団持分あり・・・経過措置型
- ・ 財団(持分なし)
- ・ それ以外の社団持分なし(例: 特定の取り止め など)

財団か社団かは、(1)・ で分かるので、便宜的に「その他」を次の2区分に分けた。

- ・ 財団・・・(1)・ の全て
- ・ 経過型・・・財団以外の「その他」の残り全て

なお、本報告書において、金額単位は原則として「千円」を用いたが、便宜的に「百万円」を用いたところもあり、その箇所は明確に示した。割合(%)は、原則として、小数点以下2位を四捨五入して1位まで表示したので、合計で100%を超え、又は100%未満となっているところもありうる。

1 財団・社団別の法人数

(A表)

(法人数・%)

種 類	財 団		社 団								合 計		備 考
			持分なし		持分あり		不明		小計				
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
病 院 法 人	75	84.3	114	89.1	631	42.2	20	62.5	765	46.2	840	48.1	
診 療 所 法 人	14	15.7	14	10.9	858	57.3	12	37.5	884	53.3	898	51.4	
老 健 法 人	-	-	-	-	8	0.5	-	-	8	0.5	8	0.5	
合 計	89	100	128	100	,497	100	32	100	,657	100	,746	100	

事業報告書1・(1)・の財団・社団(持分なし・持分あり)の回答の結果は、上表のとおりで1,746法人のうち、財団が89法人(5.1%)で、そのうち病院・法人が大部分(75法人・84.3%)であり、社団が1,657法人(94.9%)で、そのうち持分なし法人が128法人(7.7%)、持分あり法人が1,497法人(90.3%)であり、調査対象全法人1,746法人からみても(同比率)圧倒的多数であることがわかった。

ただし、厚生労働省調査(平成20年3月31日)は、分母となる全医療法人が45,078法人、社団・持分あり法人が43,638法人(96.8%)であり、持分なし法人数1,034法人(2.3%)、ここにそれぞれ-6.5ポイント、+5.4ポイントの乖離があることがわかった。

これには、次のようなことが推定できる。

持分あり法人数の割合は、86.4%であり、10%近いその法人について未提出があること。

持分なし法人は、財団と社団(特定・特別)などであり、に比して比較的的真面目に提出があり(10.9%)、相対的な割合を高くしていること。

種類の内訳（A - 1）

種 類	病院	診療所	老健	法人数
病院法人 (840 法人)	- A		×	444
	- B		×	140
	- C		×	163
	- D			93
診療所法人 (898 法人)	- A	×	×	865
	- B	×		33
老健法人 (8 法人)	- A	×	×	8
合 計				1,746

施設あり、×施設なし

施設を所有する法人の内訳

種 類	含まれる種類の内訳	法人数
病院を所有する法人	- A、 - B、 - C、 - D	840
診療所を所有する法人	- A、 - B	898
介護老人保健施設を所有する法人	- A	8
合 計		1,746

- 財団・社団別の法人は（A表）に示したとおりであるが、病院、診療所を施設あり（ ）印、施設なし（×）印で分類すると（A - 1）及び（A - 2）の表の結果となる。

病院・法人（840 法人）の内訳

- A 病院のみを有する法人 444 法人（25.4%）
- B 病院と診療所を有する法人 140 法人（8.0%）
- C 病院と老健を有する法人 163 法人（9.3%）
- D 病院、診療所、老健を有する法人 93 法人（5.3%）

診療所・法人（898 法人）の内訳

- A 診療所のみを有する法人 865 法人（49.5%）
- B 診療所と老健を有する法人 33 法人（1.9%）

老健・法人（8 法人）の内訳

- A 老健のみを有する法人 8 法人（0.5%）

- 病院・法人（840 法人）のうち、病院のみを有する（単体経営）法人は 444 法人は 52.9% であり、47.1%（396 法人）がそれ以外の本来業務、老健のみ 163 法人（19.4%）、診療所のみ 140 法人（16.7%）及び診療所と老健を有している 93 法人（11.1%）あることがわかる。

これにより医療法人・病院の 50%弱は、本体の病院経営の他、診療所、老健を経営していることがわかる。

- 診療所・法人（898 法人）で、老健を有する法人は 33 法人（3.7%）であることがわかる。

2 病院法人数

(1) 病院を所有する法人(全体)(B表)

(法人数・%)

種 類	1 施設		2 施設		3 施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	38	36.5	29	27.9	37	35.6	104	12.4
出資額限度法人	16	43.2	10	27.0	11	29.7	37	4.4
基金拠出型法人	2	33.3	1	16.7	3	50.0	6	0.7
その他	296	51.1	141	24.5	138	24.0	575	68.5
記載なし	58	49.2	37	31.4	23	19.5	118	14.0
合 計	410	48.8	218	26.0	212	25.2	840	100

病院法人のうち、病院・診療所・老健を有する法人は、840 法人であった。

施設数別にみると「1 施設」が 410 法人(48.8%)、「2 施設」が 218 法人(26.0%)、「3 施設以上」が 212 法人(25.2%)であり、「1 施設」のみが最も多かった。

法人類型別には、「特定・特別」が 104 法人(12.4%)で最も多かった。

(注)「その他」の大部分は、社団・持分あり(経過措置型)法人である(以下・同じ)。

(2) 病院のみを所有する法人(単体)444 法人(25.4%)

(法人数・%)

種 類	1 病院		2 病院		3 病院以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	38	88.4	5	11.4	-	-	43	9.7
出資額限度法人	16	88.9	1	5.6	1	5.6	18	4.1
基金拠出型法人	2	100	-	-	-	-	2	0.5
その他	296	92.2	21	6.5	4	1.2	321	72.3
記載なし	58	96.7	2	3.3	-	-	60	13.5
合 計	410	92.3	29	6.5	5	1.1	444	100

病院法人のうち「病院のみ」を有する法人は、444 法人であった。

施設数別にみると「1 病院」が 410 法人(92.3%)、「2 病院」が 29 法人(6.5%)、「3 病院以上」が 5 法人(1.1%)で、「1 病院」のみが最も多かった。

法人類型別には、「その他」が 321 法人(72.3%)で最も多かった。

(3) 病院と診療所を所有する法人 140 法人 (8.0%)

(法人数・%)

種 類	1 診療所		2 診療所		3 診療所以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	15	71.4	4	19.0	2	9.5	21	15.0
出資額限度法人	3	70.6	-	-	2	40.0	5	3.6
基金拠出型法人	2	60.0	-	-	1	33.3	3	2.1
その他	57	60.0	22	24.7	10	11.2	89	63.6
記載なし	15	68.2	5	22.7	2	9.1	22	15.7
合 計	92	65.7	31	22.1	17	12.1	140	100

病院法人のうち「病院と診療所」を有する法人は、140 法人であった。

施設数別にみると「1 診療所」が 92 法人 (65.7%)、「2 診療所」が 31 法人 (22.1%)、「3 診療所以上」が 17 法人 (12.1%) で、「1 診療所」のみが最も多かった。

法人類型別には、「その他」が 89 法人 (63.6%) で最も多かった。

(4) 病院と介護老人保健施設を所有する法人 163 法人 (9.3%)

(法人数・%)

種 類	1 施設		2 施設		3 施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	15	75.0	2	10.0	3	15.0	20	12.3
出資額限度法人	9	100	-	-	-	-	9	5.5
基金拠出型法人	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	90	84.9	14	13.2	2	1.9	106	65.0
記載なし	24	85.7	4	14.3	-	-	28	17.2
合 計	138	84.7	20	12.3	5	3.1	163	100

病院法人のうち「病院と介護老人保健施設」を有する法人は、163 法人であった。

施設数別にみると「1 施設」が 138 法人 (84.7%)、「2 施設」が 20 法人 (12.3%)、「3 施設以上」が 5 法人 (3.1%) で、「1 施設」のみが最も多かった。

法人類型別には、「その他」が 106 法人 (65.0%) で最も多かった。

(5) 病院、診療所、介護老人保健施設を所有する法人 93 法人 (5.3%) (単位：法人数・%)

種 類	1 施設		2 施設		3 施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	17	85.0	2	10.0	1	0.5	20	21.5
出資額限度法人	1	20.0	3	60.0	1	20.0	5	5.4
基金拠出型法人	1	100	-	-	-	-	1	1.1
その他	39	66.1	15	25.4	5	8.5	59	63.4
記載なし	6	75.0	2	25.0	0		8	8.6
合 計	64	68.8	22	23.7	7	7.5	93	100

病院法人のうち「病院と診療所及び介護老人保健施設の両方」を有する法人は、93 法人であった。

施設数別にみると「1 施設」が 64 法人 (68.8%)、「2 施設」が 22 法人 (23.7%)、「3 施設以上」が 7 法人 (7.5%) で、「1 施設」のみが最も多かった。

法人類型別には、「その他」が 59 法人 (63.4%) で最も多かった。

3 診療所法人数

(1) 診療所を所有する法人(全体)(C表)

(単位：法人数・%)

種類	1施設		2施設		3施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	-	-	1	100	-	-	1	0.1
出資額限度法人	11	61.1	6	33.3	1	5.6	18	2.0
基金拠出型法人	10	100	-	-	-	-	10	1.1
その他	693	86.3	71	8.8	39	4.9	803	89.4
記載なし	54	81.8	7	10.6	5	7.6	66	7.3
合計	768	85.5	85	9.5	45	5.0	898	100

診療所法人 898 法人のうち、診療所の施設数別にみると「1」が 768 法人(85.5%)、「2」が 85 法人(9.5%)、「3以上」が 45 法人(5.0%)であった。

法人類型別にみると「その他」803 法人(89.4%)であり、そのうち「1診療所」が 693 法人(86.3%)であった。

(2) 診療所のみを所有する法人(単体) 865 法人(49.5%)

(単位：法人数・%)

種類	1診療所		2診療所		3診療所以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	-	-	-	-	-	-	-	-
出資額限度法人	11	68.8	4	25.0	1	6.3	16	1.8
基金拠出型法人	10	100	-	-	-	-	10	1.2
その他	693	89.5	50	6.5	31	4.0	774	89.5
記載なし	54	83.1	7	10.8	4	6.2	65	7.5
合計	768	88.8	61	7.1	36	4.2	865	100

診療所法人 898 法人のうち、診療所のみを有する法人は、865 法人(96.3%)であり、診療所の施設数別にみると「1」が 768 法人(88.8%)、「2」が 61 法人(7.1%)、「3以上」が 36 法人(4.2%)であった。

法人類型にみると「その他」が 774 法人(89.5%)であり、そのうち「1診療所」が 768 法人(88.8%)であった。

(3) 診療所と介護老人保健施設を所有する法人 33 法人 (1.9%) (単位: 法人数・%)

種 類	1 施設		2 施設		3 施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	1	100	-	-	-	-	1	3.0
出資額限度法人	2	100	-	-	-	-	2	6.1
基金拋出型法人	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	28	96.6	-	-	1	3.4	29	87.9
記載なし	1	100	-	-	-	-	1	3.0
合 計	32	-	-	-	1	3.0	33	100

診療所法人 898 法人のうち、介護老人保健施設を所有する法人は、施設数別にみると「1」が 32 法人で「3以上」が1法人であった。

法人類型別でみると「その他」が 29 法人 (87.9%) で圧倒的に多く、次が出資額限度法人の 2 法人 (0.6%) であり、「その他」が 1 施設をもつというケース (28 法人: 96.6%) が大部分であった。

4 老健法人数

(1) 介護老人保健施設のみを所有する法人 (全体) (D表) (単位: 法人数・%)

種 類	1 施設		2 施設		3 施設以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	-	-	-	-	-	-	-	-
出資額限度法人	1	100	-	-	-	-	1	12.5
基金拋出型法人	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	6	85.7	1	14.3	-	-	7	87.5
記載なし	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	32	87.5	1	12.5	-	-	8	100

老健法人で、介護老人保健施設のみ所有 (集計上、当然だが) する法人は 8 法人であり、全体法人 (1,746 法人) からみて 0.5% にすぎないが「その他」が 7 法人、出資額限度法人が 1 法人であり、大部分が「その他」の 1 施設 (6 法人: 0.3%) であった。

5 病院法人の病床数等分析

(1) 病床区分の法人数分析

(法人数・%)

種 類	病 床 規 模				合計	比率
	(A) 20～99 床	(B) 100～199 床	(C) 200～299 床	(D) 300 床以上		
一般病院	169	70	25	39	303	36.2
療養病院	70	42	20	20	152	18.2
精神科病院	3	38	37	59	137	16.4
混合病院	53	109	20	62	244	29.2
合 計	295	259	102	180	836	-
比 率	35.3	31.0	12.2	21.5	-	100

病院法人 836 法人の法人数を、(A) から (D) までに分け、それを一般病院、療養病院、精神科病院、および混合 (ケアミックス) 病院に、法人数毎に分けた結果は、上表のとおりである。

病床規模別に法人数をみると (A) 295 法人 (35.3%) から、(B) 259 法人 (31.0%) (D) 180 法人 (21.5%) (C) 102 法人 (12.2%) であり、(C) を基準に病床数の少ない法人が 66.3%、病床数の多い法人 (D) が 21.5% であり両極化がうかがえる。

病床区分別の病院では 一般病院が 303 法人 (36.2%) 混合病院が 244 法人 (29.2%) 療養病院が 152 法人 (18.2%) 精神科病院が 137 法人 (16.4%) であった。

両者を合わせてみると (A) (一般病院、20～99 床) が 169 法人 (20.2%) もあり、大きなウエイトを占めていることが分かる。

これを病床区分の病床数分析を示すと次のようになる。

(2) 病床区分の病床数分析 (平均)

(病床数)

種 類	病 床 規 模				合計平均
	(A) 20～99 床	(B) 100～199 床	(C) 200～299 床	(D) 300 床以上	
一般病院	58.9	141.3	232.0	448.7	142.4
療養病院	63.4	139.7	262.3	535.2	172.7
精神科病院	51.7	150.9	247.4	478.7	315.9
混合病院	83.0	145.7	240.8	721.0	286.1
合計平均	64.2	144.3	245.3	561.9	218.3

病院法人の病床数を、(A) から (D) までに分け、それを一般病院、療養病院、精神科病院及び混合病院に分けた結果は上表のとおりであった。

(3) 法人類型の法人数分析

(法人数・%)

種 類	病 床 規 模				合計	比率
	(A) 20～99床	(B) 100～199床	(C) 200～299床	(D) 300床以上		
特定・特別	26	35	8	35	104	12.4
出資額限度法人	5	9	8	15	37	4.4
基金拠出型法人	3	2	1	0	6	0.7
その他	225	176	64	110	575	68.5
記載なし	37	39	21	20	118	14.1
合 計	296	261	102	180	839	-
比 率	35.3	31.1	12.2	21.5	-	100

- ・ 病院・法人 839 法人の法人数を、(A) から (D) までに分け、それを から までの法人類型に分けた結果は、上表のとおりである。
- ・ 病床規模別の (A) から (D) までの法人数は前ページのとおりである。
- ・ 法人類型別にみると「その他」575 法人 (68.5%)、「特定・特別」が 104 法人 (12.4%)、「出資額限度法人」が 37 法人 (4.4%) であり「記載なし」が 118 法人 (14.1%) もあったのは残念である。
- ・ 「特定・特別」の割合が、公表された 492 法人 (28.2%) より異常に高いのは、分子の法人数に問題があるのではなく、この法人は真面目に提出しているのに、分母となる法人数、一般に「その他」の社団 (持分あり：経過措置型) に、事業報告書等の未提出のものがあることが、推定できる。

なお、病床数に分けた分析は、あまり意味がないと思われるので省略した。

6 医療法人の法人設立登記年代

調査客体の医療法人設立年代別分布

(単位：法人・%)

種 類	以前 / 昭和20年代		昭和30年代		昭和40年代		昭和50年代	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	0 / 21	20.0	28	26.7	14	13.3	26	24.8
出資額限度法人	0 / 3	5.4	12	21.4	5	8.9	6	10.7
基金拠出型法人	0 / 0	0.0	1	6.3	0	0.0	4	25.0
その他	1 / 69	5.0	93	6.7	112	8.1	148	10.7
記載なし	1 / 17	9.2	14	7.6	26	14.1	27	14.7
合 計	2 / 110	6.3	148	8.5	157	9.0	211	12.1

種 類	昭和60年代		平成～		記載なし		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	3	2.9	12	11.4	1	1.0	105	6.0
出資額限度法人	5	8.9	25	44.6	0	0.0	56	3.2
基金拠出型法人	1	6.3	10	62.5	0	0.0	16	0.9
その他	93	6.7	850	61.4	19	1.4	1,385	79.3
記載なし	10	5.4	82	44.6	7	3.8	184	10.5
合 計	112	6.4	979	56.1	27	1.5	1,746	100

事業報告書1. 医療法人の概況(4) 設立登記年月日を、調査対象法人1,746法人について、年代別に分類集計した。なお、「記載なし」(一部の記載なしを含む)が27法人(1.5%)あった。

医療法人制度創設(昭和25年)年代に創設された法人が110法人(6.3%)あり、平成年代以降が979法人(56.1%)で最も多く、法人類型別には、「その他」(経過措置型等)が1,385法人(79.3%)で最も多かった。

なお、昭和19年以前の設立登記が2法人あったが、誤りと思われる。

7 役員及び評議員分析

(1) 理事数

(単位：法人・%)

法人形態	5名以下		6名		7名以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	0	0.0	5	23.8	16	76.2	21	20.0
特定医療法人	2	2.4	34	40.5	48	57.1	84	80.0
合計	2	1.9	39	37.1	64	61.0	105	100

調査対象法人 105 法人のうち、「7名以上」法人が 64 法人 (61.0%) あり最も多く、「5名以下」法人 2 法人 (1.9%) は、原則として法令違反となる。

(2) 監事数

(単位：法人・%)

法人形態	1名以下		2名		3名以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別	1	4.8	19	90.5	1	4.8	21	20.0
特定医療法人	1	1.2	72	85.7	11	13.1	84	80.0
合計	2	1.9	91	86.7	12	11.4	105	100

調査対象法人 105 法人のうち、「2名」が 91 法人 (86.7%) で最も多く、「3名以上」も 12 法人 (11.4%) あるが、「1名以下」2 法人は、原則として法令違反となる。

(3) 評議員数

(単位：法人・%)

法人形態	11名以下		12名		13名以上		合計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
特定・特別			6	28.6	15	71.4	21	20.0
特定医療法人	7	8.3	24	28.6	53	63.1	84	80.0
合計	7	6.7	30	28.6	68	64.8	105	100

調査対象法人 105 法人のうち、「13名以上」68 法人 (64.8%) が最も多く、「12名」(28.6%) は、理事数 (6名) の法令基準に合わせたものと思われるが、「11名以下」の 7 法人 (8.3%) は、原則として法令違反となる。

第3 事業の概要

この項は、事業報告書 2 事業の概要で記載する本来業務、附帯業務、収益業務及び当該会計年度内の社員総会又は評議員会で議決(同意)した事項を集計・分析し、その結果を示すものであり、次のような内容から構成されている。

(1) 本来業務

事業報告書 2・(1) で記載を求められている、病院、診療所、介護老人保健施設の本来業務について、根拠となる法令を示し、3施設(病床)数とともに、法人類型別の本来業務収益平均額を示し(この部分は、損益計算書の分析に掲載)、その結果を分析した。

(2) 附帯業務

事業報告書 2・(2) で記載を求められている、本来業務に支障のない限り知事認可で認められている附帯業務について、根拠となる法令を示し、法人類型別件数、法人種類別の附帯業務収益平均額(この部分は、損益計算書の分析に掲載)を示し、その結果を分析した。

(3) 収益業務

事業報告書 2・(3) で記載を求められている、特別医療法人 21 法人(この調査対象年度では、社会医療法人はなしであった)の収益業務を行いうる法令を示し、その業務内容の件数、収益業務の平均収益額(この部分は、損益計算書の分析に掲載)を分析した。

(4) 社員総会の議決(又は評議員会の同意)事項

当会計年度内に、社団にあっては、社員総会の議決、財団にあっては、評議員会の同意事項(ここでは、ほぼ同じであり、議決事項に統一した)について、その法令による絶対的議決事項を明らかにし、掲載された議決事項を示す。

(5) その他

病院又は介護老人保健施設の開設法人のみ(診療所のみ法人は記載の省略可)に記載が求められている、次の事項を集計して示す予定であったが、記載件数が少なく省略した。

当該会計年度内に開設(許可)した主要な施設

当該会計年度内に他の法律、通知等で指定された内容

その他(任意)

1 本来業務

(1) 法令の規定

医療法人は、医療法第 39 条（いわゆる本来業務）により病院、診療所又は介護老人保健施設の運営ができる。

モデル定款・定款例（社団）では、次のように規定している。

社団医療法人の定款例	備 考
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p> <p>2 本会社が 市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。）

さらに、指導要綱では、次のような既定（一部）を示している。

項 目	運営管理指導要綱	備 考
<p>業務</p> <p>1 業務一般</p>	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。

これらの規定がキチッと理解されておれば、事業報告書などに記載誤りは起こりえないと思われる。

(2) 本来業務 3 施設の病床数

(施設数・床)

施設種類	施設数	一般 病床 (床)	療養病床 (床)		精神科 病床 (床)	合計 (床)	1 施設当り 単純平均 (許可病床数)	
			医療 適用	介護 適用				
病院	1,077	74,202	57,523	40,610	16,913	48,256	179,981	167.1
診療所	1,515	3,624	693	447	246	0	4,317	
有床診療所	255	3,624	693	447	246	0	4,317	16.9
無床診療所	1,260							
(計)	2,592	77,826	58,216	41,057	17,159	48,256	184,298	
老健 ()	387							

ここで示した老健は、入所定員数：35,422 人、通所定員数 13,004 人であり、病院法人、診療所法人が開設するものを含む。

本来業務を行っている調査客体(対象)の施設数は、2,979 施設(重複施設の開設があり、1,746 法人を超えた)であり、病院法人 1,077 施設(36.2%)、診療所法人 1,515 施設(50.9%)、老健法人 387 施設(13.0%)であった。

病院、診療所の病床数 184,298 床のうち、病院法人が 179,981 床(97.7%)、診療所法人が 4,319 床(2.3%)であり「1 施設当り許可病床数」の単純平均では 167.1 床対 16.9 床、概ね 10 対 1 であった。

病床区分で見ると、「一般病床」77,826 床(42.2%)、「療養病床」58,216 床(31.6%)、「精神科病床」48,256 床(26.2%)であり、平成 24 年 3 月 31 日で廃止される介護療養病床 17,159 床(9.3%)が療養病床に含まれている。

なお、本来業務収益の分析は、第 4・3・損益計算書に掲載した。

2 附帯業務

(1) 法令の規定

来業務の運営に支障のない限り医療法第 42 条に定める附帯業務を知事の認可により営めます。その業務は、次のようになります。

看護師等の医療関係者の養成または再教育

医学または歯学に関する研究所の設置

精神障害者社会復帰施設の設置

疾病の予防のための有酸素運動を行う施設で所定の基準に合致する施設

その他保健衛生に関する業務であり、次のように指定されています。

- (a)薬局、 (b)施術所、 (c)衛生検査所、 (d)老人介護支援センター、
 (e)介護福祉士養成施設、 (f)軽費老人ホーム(ケアハウス) (g)訪問看護事業、
 (h)老人介護支援センター併設型の老人ホームヘルスサービス事業

さらに平成 10 年の医療法改正で次の附帯業務が追加されました。

児童居宅介護等の事業等

老人居宅介護等の事業等

身体障害者居宅介護等の事業等

精神薄弱者居宅等の事業等

モデル定款・定款例(社団)では、次のように規定している。

社団医療法人の定款例	備考
第 5 条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を営するほか、次の業務を行う。 看護師養成所の経営	・本条には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。

さらに、指導要綱では、次のような既定(一部)を示している。

項目	運営管理指導要綱	備考
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第 42 条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

これらの規定がキチッと理解されていれば、事業報告書などに記載誤りは起こりえないと思われる。

(2) 法人類型別の附帯業務件数

(件数)

法人形態 附帯業務	特定・特別	出資額限度 法人	その他	記載なし	合計
訪問看護	101	21	276	43	441
居宅介護	60	26	227	34	347
デイサービス	15	4	116	15	150
グループホーム	17	19	90	16	142
地域支援センター	21	9	68	6	104
介護支援センター	16	5	71	8	100
ヘルパーS	19	4	55	15	93
ケアプラン	9	1	64	17	91
訪問介護	12	3	58	9	82
デイケア	5	5	38	3	51
看護学校等	6	3	28	3	40
精神障害者復帰施設	12	6	19	3	40
ショートステイ	-	5	22	2	29
小規模多機能	3	2	8	-	13
訪問リハ	-	-	5	1	6
ケアハウス	-	1	4	-	5
高専賃	1	-	2	-	3
保育施設	1	-	2	-	3
福祉ホーム	-	-	-	1	1
その他	36	14	103	10	163
合 計	334	128	1,256	186	1,904

(注) 「その他」は、附帯業務の一部ではあるが、その業務区分が明らかでないもの(例：園、 ケアセンター)であり、ここに収録した。

附帯業務収益の分析は、第4・3・損益計算書に掲載した。

3 収益業務

収益業務の法人類型別件数

(件数)

法人形態 収益業務	特定・特別	その他	合計	
			件数	比率(%)
配食業	5	-	5	29.4
医療介護用品販売	4	-	4	23.5
経営コンサルタント	3	-	3	17.6
貸家業	1	-	1	5.9
貸家業・駐車場	-	1	1	5.9
駐車場	1	-	1	5.9
その他	2	-	2	11.8
合計	16	1	17	100

この調査段階では、収益業務を実際に実施しているのは、特別医療法人のみであり、上表のように限られた件数となった。その中で最も多いのは配食業の5件(29.4%)で、次が医療介護用品販売4件(23.5%)であった。

なお、この法令の根拠は、旧法第40条第2項及び法省令(規則)第30条の35第1項の要件を満たす特別医療法人の12種の業務であり、社会医療法人は、この調査段階ではないので、収益業務告示は適用されない。

なお、特別医療法人の収益業務の収益分析は、第4・3・損益計算書に掲載した。

4 総会（評議員会）の議決（同意）事項

（1）社員総会の開催状況

（法人・％）

種 類	予算・決算 総会開催 (1)		予算・決算 同時期開催		決算総会のみ 開催		予算総会のみ 開催		予算・決算 総会なし		合 計		
	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	
特定・特別	72	68.6	13	12.4	12	11.4	2	1.9	6	5.7	105	6.0	
出資額限度法人	25	44.6	7	12.5	19	33.9	1	1.8	4	7.2	56	3.2	
基金拋出型法人	4	25.0	1	6.2	7	43.8	4	25.0	-	-	16	0.9	
その他	680	49.1	130	9.4	464	33.5	29	2.1	82	5.9	1385	79.3	
記載なし	68	37.0	18	9.8	63	34.2	7	3.8	28	15.2	184	10.6	
計	849	48.6	169	9.7	565	32.3	43	2.5	120	6.9	1746	100	
計 の う ち	病院法人	420	50.0	111	13.2	233	27.7	23	2.7	53	6.4	840	48.1
	診療所法人	426	47.4	57	6.3	328	36.5	20	2.2	67	7.6	898	51.4
	老健法人	3	37.5	1	12.5	4	50.0	-	-	-	-	8	0.5

（1）期末前月・予算総会 期末2月以内・決算総会

医療法人社団は、原則として社員総会を年2回（決算期前の予算総会と決算日から2月以内）開催（財団にあっては評議員会）することが求められており、定款（寄附行為）にも、その規定があるはずであり。その調査した結果は以上のとおりで1,746法人の情報をえた。

予算・決算総会を開催しているのは849法人（48.6％）であり、視点を変えると897法人（51.4％）が、次のような問題及び違反があることを示している。

同時開催 ・169法人（9.7％）…定款上は認められていない。これを容認するケースは、理事（監事）と社員が同一人物で、定款施行細則・理事会議事細則・社員総会議事細則にそれを容認する規定があり、それぞれの会議で承認を得ている場合に限られと限定的に考えるべきである。この調査では、それがあつたものとみなした。

決算総会のみ・565法人（32.3％）…定款違反である。

(2) 会計年度内で議決(同意)した事項

(法人数)

種別 議決事項	病 院 840 法人		診 療 所 898 法人		老 健 8 法人		計 1746 法人		計	備考
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし		
1. 決算の確定	758	82	812	86	8	0	1,578	168	1,746	
2. 定款の変更	715	125	738	160	6	2	1,459	287	1,746	
3. 収支予算・ 事業計画	557	283	518	380	4	4	1,079	667	1,746	
1～3の小計	2,030	490	2,068	626	18	6	4,116	1,122	-	
4. 借入金の 最高限度額	258	485	-	-	1	6	259	491	750	無借金 除く
5. 社員の 入社・退社	125	715	42	856	1	7	168	1,578	1,746	
6. 理事・監事 の選任・辞任	439	401	311	587	4	4	754	992	1,746	
7. その他	310	530	143	755	1	7	454	1,292	1,746	
合 計	3,162	2,621	2,564	2,824	25	30	5,751	5,475	-	
	(5,783)		(5,388)		(55)		(11,226)		-	

(注) Gの部分(1～3)は、法令・定款での絶対的記載事項

(4～7)は、事実の発生があれば、記載すべき事項であり、(4)は、外形的に認識が可能

その他は、議決必要と思われるが、「正しいかどうか」内容が不明であり、特に求められていない事項なので、ここに集計した。

議決事項には、財団での評議会の同意も含む。ただし、5は「評議員の就任・退任」に読み替える

診療所法人の借入金は、原則として不明につき省略した。

前期末が利益かどうか不明であり、利益処分とそれに伴う基本財産積立金等の全部又は一部積立は対象外とした(次回から対象予定)。

会計年度内の社員総会（評議員会）で議決（同意）すべき事項がなされているかどうか、1,746 法人を対象に 9 項目に分けて、病院法人、診療所法人、老健法人毎に調査した結果は、前表のとおりである。

事業報告書第 2 事業の概況 (4) は、「当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項」の記載を求め、絶対的記載事項（例、社員の入社及び除名、理事、監事の選任、辞任の承認）を例示的に示している。

例示的記載事項で重要な、「利益が生じた場合、（中略）その全部、又は一部の基本財産積立金の計上……」を定款が要求している絶対的記載事項が省略されているのは、利益が生じた法人のみに要求されているからと解したい。

そこでの記載は、「当該会計年度内」であり、先にも触れたがこの調査対象会計年度が、平成 19 年 4 月 1 日以降から開始する会計年度の 3 月末日（終了は、平成 20 年 3 月 31 日）決算法人を原則として、4 月末日以降の決算法人を含んでいるので、平成 19 年 3 月 31 日に発遣された制度基本通知に定款変更が示されており、絶対的記載事項としたが、前期末決算で利益が生じたかどうか不明であり、今回の分析では対象外とした。

また、社団医療法人は、社員総会による議決、財団医療法人は評議員会による同意を、定款、寄附行為に従ってわけて計上することになるが、ほぼ同義として一括して集計した。

調査の結果は、前表のとおりであるが、絶対的記載事項について、調査対象法人 1,746 法人のうち 4 項目で 1,366 法人、実に 78.2%の法人が、その記載をしていないことがわかった。

最も多かったのは「収支予算・事業計画」の記載なし 667 法人（38.2%）であり「予算総会」の不存在（？）が指摘できる。

次に多かったのは、借入金のある調査対象法人（病院法人・老健法人）750 法人のうち、「借入金の最高限度額」の議決がされてない 491 法人（65.7%）があった。

5 その他

次の 3 項目が、病院又は介護老人保健施設開設法人のみに任意での記載が求められた。

当該会計年度内に開設（許可）した主要な施設

当該会計年度内に他の法律・通知等で指定された内容

その他（任意）

対象法人と記載対象となる事項が極めて限定されており、記載件数が少なかったので掲載を省略した。

1 財産目録

財産目録は、全ての法人に提出が求められているものであるが、貸借対照表と重複するものがあり、財産目録・固有のもの3項目を集計した。

(1) 債務超過かどうかの分析

(法人数・%)

法人区別	純資産がある		債務超過()		記載なし		計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
病院法人	781	93.0	55	6.5	4	0.5	840	48.1	
診療所法人	809	90.1	72	8.0	17	1.9	898	51.4	
老健法人	7	87.5	-	-	1	12.5	8	0.5	
(計)	1,597	91.5	127	7.3	22	1.2	1746	100	

() 債務超過は、純資産が(-)マイナスつまり、負債が資産上廻るものをいう。

「記載なし」は、法人区別はできるが、財産目録で純資産の記載のないものをいう。

1746 調査法人のうち、純資産があるものが、1,597 法人(91.6%)、純資産が債務超過の状態にある法人が127 法人(7.3%)もあった。これは医療法第76条第6号の規定により、理事又は清算人は、債務超過が病院法人55(6.5%)、診療所法人72(8.0%)であり、後者が1.5ポイント多いことに注目を要する。

(2) 貸借対照表項目との金額差異(財産目録を中心として集計)

病院法人

(法人数・%)

区分	両者が一致		両者が不一致		記載なし		合計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
A 流動資産	817	97.3	19	2.3	4	0.5	840	100	
B 固定資産	793	94.4	43	5.1	4	0.5	840	100	
C 資産合計(A + B)	793	94.4	43	5.1	4	0.5	840	100	
D 負債合計	813	96.8	23	2.7	4	0.5	840	100	
E 純資産(C - D)	813	96.8	23	2.7	4	0.5	840	100	
計(平均)	805.8	95.9	30.2	3.6	4	0.5	840	100	

診療所法人

(法人数・%)

区分	両者が一致		両者が不一致		記載なし		合計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
A 流動資産	875	97.4	20	2.2	3	0.3	898	100	
B 固定資産	868	96.7	21	2.3	9	1.0	898	100	
C 資産合計(A + B)	868	96.7	27	3.0	3	0.3	898	100	
D 負債合計	879	97.9	11	1.2	8	0.9	898	100	
E 純資産(C - D)	879	97.9	11	1.2	8	0.9	898	100	
計(平均)	873.8	97.3	18.0	2.0	6.2	0.7	898	100	

老健法人

(法人数・%)

区分	両者が一致		両者が不一致		記載なし		合計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
A 流動資産	8	100	-	-	-	-	8	100	
B 固定資産	7	87.5	1	12.5	-	-	8	100	
C 資産合計(A + B)	7	87.5	1	12.5	-	-	8	100	
D 負債合計	8	100	-	-	-	-	8	100	
E 純資産(C - D)	8	100	-	-	-	-	8	100	
計(平均)	7.6	95.0	0.4	5.0	-	-	8	100	

(注) 「記載なし」は、それらの項目の記載がないものをいう。

1746 調査法人のうち、 から に分け、いずれも財産目録を中心に、その金額の一致・不一致を確かめると次のように示しうる。

- ・ 病院法人 : 病院法人のうち、報告があったものは 840 法人であり、不一致のものが平均で 30.2 法人 (3.6%) あり、固定資産と資産合計の不一致が最も多く 43 法人 (5.1%) であった。
- ・ 診療所法人 : 診療所法人のうち報告があったものは、898 法人であり、不一致のものが平均で 18.0 法人 (2.0%) あり、病院法人より 3.1 ポイント少なかった、その中で、資産合計の不一致が最も多く 27 法人 (3.0%) であった。
- ・ 老健法人 : 老健法人のうち、不一致は平均で 0.4 (5.0%) 法人であった。

(3) 土地・建物の所有・賃借状況

土地の所有・賃借状況

(法人数・%)

種類 \ 状況	法人所有		全て賃借		部分的に所有		記載なし		合計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
病院法人	245	29.2	148	17.6	396	47.1	51	6.1	840	48.1	
診療所法人	71	7.9	579	64.5	103	11.5	145	16.1	898	51.4	
老健法人	3	37.5	2	25.0	2	25.0	1	12.5	8	0.5	
合計	319	18.3	729	41.8	501	28.7	197	28.7	1746	100	

一部賃借は、一部所有と同義とした。

建物の所有・賃借状況

(法人数・%)

種類 \ 状況	法人所有		全て賃借		部分的に所有		記載なし		合計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
病院法人	511	60.8	55	6.5	227	27.0	47	5.6	840	48.1	
診療所法人	174	19.4	548	61.0	95	10.6	81	9.0	898	51.4	
老健法人	6	75.0	-	-	1	12.5	1	12.5	8	0.5	
合計	691	39.6	603	34.5	323	18.5	129	18.5	1746	100	

一部賃借は、一部所有と同義とした。

- ・ 土地 土地の所有・賃借の状況では、1,746 調査法人のうち、全て賃借が 729 法人(41.8%)、部分的に所有(賃借)が 501 法人(28.7%)を占め、全て所有が 319 法人(18.3%)に過ぎないことが分かった。特に、診療所法人の全て所有は 71 法人(7.9%)に過ぎず、その実態がわかる。
- ・ 建物 建物の所有・賃借の状況では、1,746 調査法人のうち、全て賃借が 603 法人(34.5%)、部分的に所有(賃借)が 323 法人(18.5%)を占め、全て所有は、土地より 21.3 ポイント多いものの 691 法人(39.6%)であった。

ここでも診療所法人の全て所有が 174 法人(19.4%)と、かなり低いことがわかる。

2 貸借対照表

貸借対照表を全体分析、負債純資産、資本金（経過型のみ）の分析をする。

貸借対照表は、次のように様式が3種類示されている。

（様式3-1）新法適用の病院・法人：出資持分なし（資本金なし）

（様式3-2）旧法適用の病院・法人：出資持分あり（資本金あり）

（様式3-3）新法適用の診療所・法人：出資持分なし（資本金なし）

（様式3-4）旧法適用の診療所・法人：出資持分あり（資本金あり）

調査の過程で、特定医療法人で資本金があるもの等が70法人あり、これは「記載ミス」に集計したが、原則、正しいとみなすことを改めて強制的に資本剰余金とした。

全体の平均金額の分析を行うとともに調査分析の効率化をあげるため、資本金（純資産）は、別掲に分析することとし、（3-1）と（3-2）つまり病院・法人と、（3-3）と（3-4）つまり診療所・法人に分けた分析をした。

（1）貸借対照表の全体の平均金額分析

（百万円）

区分	項目	資産			負債・純資産			備考
		流動資産	固定資産	計	負債	純資産	計	
病院法人 (839 法人)	1,007 (1) (465)	2,025	3,032	1,799 (2) (1,377)	1,232	3,032		
診療所法人 (898 法人)	123	161	284	135	148	284		
老健法人 (8 法人)	279 (1) (151)	938	1,217	838 (2) (687)	379	1,217		

（1）それぞれの区分の現金預金 （2）それぞれの区分の借入金 診療所は集計不能
端数の不一致は、純資産で調整した（以下・同じ）

貸借対照表の全体平均で病院法人 830 法人は、平均して約 30 億円の総資産（総資本）で、純資産が 12 億円余（40.6%）であるのに対し、診療所法人 898 法人は、2.8 億円。病院法人の約 9.4%で、純資産は 1.48 億円（52.1%）であり、規模は 10 分の 1 以下だが、純資産を基準とした財政状態はかなり良いといえる。

一方、老健法人 8 法人は、約 12 億円余の総資産（総資本）で、純資産が 3.79 億円（31.1%）であり、財務的には病院と診療所の中間と見てよい。

(2) 病院法人の貸借対照表

(百万円)

区分	項目	資産			負債・純資産			備考
		流動資産	固定資産	計	負債	純資産	計	
(3-1)新法法人 (108 法人)		1,086 (1) (553)	2,148	3,234	1,874 (2) (1,373)	1,359	3,234	
(3-2)旧法法人 (731 法人)		995 (1) (452)	2,006	3,001	1,788 (2) (1,378)	1,213	3,001	
合計 / 平均		1,007 (465)	2,024	3,031	1,799 (1,377)	1,232	3,031	

(1) それぞれの区分の現金預金 (2) それぞれの区分の借入金

病院法人 839 法人を、様式 3 - 1 適用の新法人 108 法人 (12.9%) と、旧法 (経過措置型) 法人、731 法人 (87.1%) 分けた貸借対照表は、新法法人の総資産が 32 億円余、純資産が 13 億円余 (41.8%)、旧法法人の総資産額が 30 億円、純資産が 12 億円余 (40.4%) であった。

旧法法人が資産規模で 3 分の 1 だが、純資産では、ほぼ同じ。つまり、規模は小さいが、内容は新法法人にひけをとらないことを示している。

(3) 診療所法人の貸借対照表

(百万円)

項目 区分	資産			負債・純資産			備考
	流動資産	固定資産		負債	純資産		
(3-1)新法法人 (3) (3 法人)	158 (1) (55)	1,174	1,332	1,216 (2) (535)	116	1,332	
(3-2)旧法法人 (3) (26 法人)	405 (1) (207)	1,140	1,545	1,032 (2) (901)	513	1,545	
(3-3)新法法人 (31 法人)	61	48	109	67	42	109	
(3-4)旧法法人 (838 法人)	116	131	247	106	141	247	
合計 / 平均	123 (191)	161	283	135 (863)	148	283	

(1) それぞれの区分の現金預金 (2) それぞれの区分の借入金

(3) は、介護老人保健施設を有する法人

診療所法人のうち診療所のみを経営する法人 869 法人の貸借対照表は、(3 - 3) 新法の診療所法人か、(3 - 4) の診療所法人を適用することが規定されている。また、介護老人保健施設を併設する場合は、(3 - 1) 新法の病院法人 3 法人 (0.3%) (3 - 2) 旧法の病院法人 26 法人 (2.9%) があったので、介護老人保健施設を併設しているものとみなしている。

(4) 老健法人の貸借対照表

(千円)

区分	項目	資産		負債・純資産			備考	
		流動資産	固定資産		負債	純資産		
(3-1)新法法人		305	1,056	1,361	1,167	194	1,361	
(1法人)	(1)	(137)			(2)		(1,050)	
(3-2)旧法法人		275	921	1,196	791	405	1,191	
(7法人)	(1)	(153)			(2)		(635)	
合計/平均		279	938	1,217	838	379	1,217	
		(151)			(687)			

(1) それぞれの区分の現金預金 (2) それぞれの区分の借入金

老健法人8法人の貸借対照表の総資産(総資本)の平均は、12億円余りであり、純資産(自己資本)3億7千9百万円(31.1%)であり、総資本の規模は病院法人の約4割で、自己資本比率はやや低いレベルにある。

(5) 借入金の法人類型区分分析

(法人・千円)

法人区分	無借金	5億円未満		5億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満	
	法人数	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	12	20	276,723	19	749,501	21	1,485,408
出資額限度法人	19	12	192,549	6	763,056	12	1,385,648
基金拠出型法人	9	5	176,737	0	0	1	1,680,775
その他	785	265	186,523	111	728,969	114	1,374,130
記載なし	62	51	169,648	20	671,725	29	1,450,626
合計 / 平均	887	353	189,262	156	725,442	177	1,402,379

(法人・千円)

法人区分	20億円以上 30億円未満		30億円以上 40億円未満		40億円以上 70億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	11	2,494,025	8	3,546,988	5	5,085,935
出資額限度法人	3	2,525,020	2	3,561,057	0	0
基金拠出型法人	1	2,344,553	0	0	0	0
その他	49	2,467,627	25	3,429,695	21	5,147,005
記載なし	10	2,367,613	9	3,552,377	2	4,361,784
合計 / 平均	74	2,458,699	44	3,482,086	28	5,080,012

(法人・千円)

法人区分	70億円以上 100億円未満		100億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	7	7,789,968	2	19,032,596	105	2,027,412
出資額限度法人	2	8,637,889	0	0	56	990,887
基金拠出型法人	0	0	0	0	16	306,813
その他	7	8,716,650	7	17,726,705	1,384	568,527
記載なし	0	0	1	10,264,260	184	754,294
合計 / 平均	16	8,301,381	10	16,049,128	1,745	687,054

調査分析した法人 1,745 法人、負債を法人類型別に全区分毎に示したが、無借金経営の法人が 887 法人 (50.8%) あることに注目すべきである。

合計 / 平均でみると、特定・特別の 105 法人 (6.0%) 2,027 百万円余が最も多く、その他 1,384 法人 (79.3%) 569 百万円余の約 3.5 倍となっている。

調査法人の負債は、5 億円未満の 353 法人、1.9 億円から 100 億円以上の 10 法人、160 億円まであり、負債金額の法人数は、段階的に少なくなっている。

(6) 純資産の法人類型区分分析

(法人・千円)

法人区分	赤字(債務超過)				黒字(純資産)	
	-10億円以上		-10億円未満		5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	-1,037,117	4	-538,959	17	288,780
出資額限度法人	0	0	1	-58,608	26	117,924
基金拠出型法人	0	0	0	0	16	144,556
その他	8	-1,371,209	98	-92,319	904	139,961
記載なし	5	-2,237,744	10	-175,934	108	175,209
合計/平均	14	-1,656,822	113	-115,230	1,069	144,988

(法人・千円)

法人区分	黒字(純資産)					
	5億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満		20億円以上 30億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	19	719,739	29	1,423,447	11	2,312,122
出資額限度法人	8	732,564	11	1,362,109	2	2,210,094
基金拠出型法人	1	850,066	0	0	0	0
その他	168	721,154	122	1,395,239	45	2,350,782
記載なし	22	729,778	25	1,422,809	8	2,483,737
合計/平均	218	722,911	186	1,399,116	66	2,356,191

(法人・千円)

法人区分	黒字(純資産)				合計	
	30億円以上 40億円未満		40億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	11	3,293,822	13	8,477,437	105	2,176,604
出資額限度法人	2	3,327,758	6	7,038,192	56	1,377,785
基金拠出型法人	0	0	0	0	16	188,650
その他	15	3,480,665	24	8,348,416	1,384	546,415
記載なし	3	3,593,789	3	4,661,540	184	555,629
合計/平均	44	3,415,448	46	7,973,531	1,745	668,259

調査分析した法人1,745法人・純資産を法人類型別、金額区分毎に示したが、(赤字)債務超過の法人が、127法人(7.3%)、(黒字)純資産が計上されている法人が1,618法人(92.7%)あった。

債務超過法人については、医療法第76条第6号に抵触するおそれあり、10億円未満が113法人・115百万円余、10億円以上が14法人1,656百万円あり、特に法人類型を記載しなかった「記載なし」法人が、前者で10法人176百万円の赤、後者が5法人、2,237百万円の赤になっており、法人類型を“記載しにくい”事情がここにあるかもしれない。

(黒字)純資産を計上している1,618法人のうち、特定・特別が105法人(6.0%)2,176百万円余の純資産を計上しており、法的な部分放棄のメリット(相続・事業承継面で)を充分に享受しているものとみることができる。

(7) 社団・持分あり法人の資本金額

病院種類別

(法人・千円)

法人区分	500 万円未満		500 万円以上 1 千万円未満		1 千万以上 3 千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	91	1,595	49	6,648	105	17,831
診療所法人	40	1,522	160	7,230	442	15,325
老健法人	-	-	-	-	1	10,000
合計 / 平均	131	1,573	209	7,093	548	15,795

法人区分	3 千万以上 5 千万円未満		5 千万円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	97	39,056	288	191,372	630	97,217
診療所法人	151	37,031	65	104,260	858	23,729
老健法人	-	-	7	93,014	8	82,638
合計 / 平均	248	37,823	360	173,731	1,496	54,992

社団持分あり（経過措置型）医療法人 1,496 法人の資本金（平均）額の調査分析を病院種類別にその平均金額を示したが、その合計 / 平均は次のとおりであった。

	(法人数・割合)	(平均・資本金)
・病院法人	630 法人 (42.1%)	97,217 千円
・診療所法人	858 法人 (57.4%)	23,729 千円
・老健法人	8 法人 (0.5%)	82,638 千円
(計)	1,496 法人 (100%)	54,992 千円

老健法人が、資本金では病院法人に近いことがわかり、平均金額区分では、当然のことながら平均金額が多くなるほど高くなり、1 千万円から 3 千万円区分が 548 法人 (36.6%) と多く、平均資本金は 15,795 千円であった。

法人形態別

(法人・千円)

法人区分	500万円未満		500万円以上 1千万円未満		1千万円以上 3千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
出資額限度法人	13	1,702	4	6,988	13	18,254
基金拋出型法人	0	0	1	6,855	2	10,850
その他	106	1,632	190	7,147	497	15,763
記載なし	12	1,169	14	6,415	36	15,628
合計 / 平均	131	1,597	209	7,093	548	15,795

法人区分	3千万円以上 5千万円未満		5千万円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
出資額限度法人	7	43,401	17	140,406	54	55,150
基金拋出型法人	2	33,067	5	137,045	10	77,992
その他	215	37,586	291	176,884	1,299	53,056
記載なし	24	38,716	47	170,162	133	72,130
合計 / 平均	248	37,823	360	173,731	1,496	54,994

経過措置型医療法人 1,496 法人の資本金（平均）額、法人類型毎の合計 / 平均は、次のとおりであった。

	(法人数・割合)	(平均・資本金)
・出資額限度法人	54 法人 (3.6%)	55,150 千円
・基金拋出型法人	10 法人 (0.7%)	77,992 千円
・その他	1,299 法人 (86.8%)	53,056 千円
・記載なし	133 法人 (8.9%)	72,130 千円
(計)	1,496 法人 (100%)	54,920 千円

(注) 基金拋出型法人は、出資持分なし法人であり、「資本金はない」はずであるが、このような記載をしている 10 法人があり、あえてここに記載した。

平均資本金が一番大きいのは、「記載なし」として法人類型を示さなかった法人で 72,130 千円であり、この類型区分で最も低かったのは、「その他」経過措置型法人の 53,056 千円(前記の金額よりやや少ないが)であった。

3 損益計算書

(1) 各種法人別の損益計算書(平均)

病院法人の損益計算書(平均)

(百万円)

科目	一般病院					療養病院					備考
	(A)99床以下	(B)100~199床	(C)200~299床	(D)300床以上	小計	(A)99床以下	(B)100~199床	(C)200~299床	(D)300床以上	小計	
法人数	158	65	23	38	284	61	41	16	22	140	
・事業損益											
A. 本来業務事業損益											
1. 事業収益	1,153	2,472	3,911	7,605	2,542	658	1,331	1,692	4,392	1,560	
2. 事業費用	1,116	2,437	3,845	7,579	2,504	620	1,269	1,533	4,089	1,459	
(1) 事業費	1,048	2,379	3,829	7,483	2,439	581	1,240	1,446	4,003	1,411	
(2) 本部費	68	57	17	96	65	39	29	87	86	49	
本来業務事業利益	37	36	65	26	38	38	62	159	303	100	
B. 附帯業務事業損益	0	0	0	0		0	0	0	0		
1. 事業収益	19	45	54	113	40	43	35	47	131	55	
2. 事業費用	20	44	53	119	41	48	34	53	127	57	
附帯業務事業利益	-1	0	1	-5	-1	-4	0	-6	4	-2	
C. 収益業務事業損益	0	0	0	0		0	0	0	0		
1. 事業収益	0	0	0	22	3	2	0	0	0	1	
2. 事業費用	0	0	0	27	4	2	0	0	0	1	
収益業務事業利益	0	0	0	-5	-1	0	0	0	0	0	
事業利益	36	36	66	15	36	34	62	153	307	99	
・事業外収益	26	46	74	145	50	13	41	73	108	43	
・事業外費用	16	46	90	150	47	14	23	31	100	32	
(支払利息)	10	26	57	87	28	10	17	17	72	23	
経常利益	45	37	50	10	39	33	81	195	315	110	

科 目	精 神 科 病 院					混 合 病 院					合 計	備 考
	(A)99床 以下	(B)100 ~ 199床	(C)200 ~ 299床	(D)300床 以上	小計	(A)99床 以下	(B)100 ~ 199床	(C)200 ~ 299床	(D)300床 以上	小計		
法人数	1	37	32	57	127	51	100	22	57	230	781	
・事業損益												
A．本来業務事業損益												
1．事業収益	352	963	1,535	2,888	1,966	1,041	1,981	3,087	8,843	3,579	2,578	
2．事業費用	339	922	1,482	2,783	1,894	1,001	1,908	2,862	8,489	3,429	2,490	
(1)事業費	339	912	1,305	2,699	1,809	904	1,853	2,862	8,227	3,319	2,411	
(2)本部費	0	10	177	83	85	97	55	0	262	110	79	
本来業務事業利益	13	42	53	105	73	40	73	225	353	150	88	
B．附帯業務事業損益	0	0	0	0		0	0	0	0			
1．事業収益	0	5	16	53	29	43	69	134	213	105	60	
2．事業費用	0	6	20	62	34	42	69	134	224	107	62	
附帯業務事業利益	0	- 1	- 4	- 9	- 5	1	0	0	- 11	- 3	- 2	
C．収益業務事業損益	0	0	0	0		0	0	0	0			
1．事業収益	0	0	0	62	28	0	1	0	0	0	6	
2．事業費用	0	0	0	60	27	0	0	0	0	0	6	
収益業務事業利益	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	
事業利益	13	41	49	98	69	41	73	224	342	147	85	
・事業外収益	8	26	42	94	60	23	47	63	213	84	61	
・事業外費用	10	18	34	66	44	15	41	65	202	78	53	
(支払利息)	3	13	18	32	23	11	34	44	132	54	34	
經常利益	11	48	56	127	85	48	79	223	354	154	93	

病院法人の損益計算書（経常損益区分）を集計すると、前2ページのとおりであり、これを各病院類型別の平均金額の小計を比較すると、次のようになる。

（百万円）

科目	一般病院	療養病院	精神科病院	混合病院	計	備考
法人数	284	140	127	230	781	
・事業損益						
A．本来業務事業損益						
1．事業収益	2,542	1,560	1,966	3,579	2,578	
2．事業費用	2,504	1,459	1,894	3,429	2,490	
（1）事業費	2,439	1,411	1,809	3,319	2,411	
（2）本部費	65	49	85	110	79	
本来業務事業利益	38	100	73	150	88	
B．附帯業務事業損益						
1．事業収益	40	55	29	105	60	
2．事業費用	41	57	34	107	62	
附帯業務事業利益	- 1	- 2	- 5	- 3	- 2	
C．収益業務事業損益						
1．事業収益	3	1	28	0	6	
2．事業費用	4	1	27	0	6	
収益業務事業利益	- 1	0	1	0	0	
事業利益	36	99	69	147	85	
・事業外収益	50	43	60	84	61	
・事業外費用	47	32	44	78	53	
（支払利息）	（ 28 ）	（ 23 ）	（ 23 ）	（ 54 ）	（ 34 ）	
経常利益	39	110	85	154	93	

調査対象とした病院法人 781 法人のうち、1 法人の収益平均は、2,578 百万円であり、この規模より大きいのは、混合病院の 3,579 百万円（平均に比して +1,001 百万円）であり、最も小さい療養病院 1,560 百万円の 2 倍強の開きがある。

1 法人の事業利益率は 3.2% であるのに対し、療養病院は 4.3%（+1.1%）、混合病院は 4.0%（+0.8%）、精神科病院は 3.4%（+0.2%）と、いずれも好調であるのに対し、一般病院だけ 1.4%（-1.8%）と極めて低く、これは本来業務利益率の低さ 1.5%（-1.9%）と連動している。

一般病院については、（A）が 3.2%（±0）であるのに対し、大病院である（D）は 0.3%（-2.9%）であり、一般病院で病床数が多いほど事業利益の獲得が困難になっている。

1 法人の経常利益率で見ても同じようなことを拡大してみることができる。

療養病院の経常利益率は 6.8% であるが、一般病院は、他の 2 病院（精神科 4.2%、混合 4.1%）よりも、極めて低く 1.5% である。

診療所法人の損益計算書（平均）

（千円）

科 目	金 額			備 考
	有床	無床	計	
法人数	191	623	814	
・事業損益				
A．本来業務事業損益				
1．事業収益	467,444	203,114	265,137	
2．事業費用	457,156	194,027	255,768	
本来業務事業利益	10,288	9,087	9,369	
B．附帯業務事業損益				
1．事業収益	15,474	3,083	5,991	
2．事業費用	14,729	3,812	6,373	
附帯業務事業利益	745	- 729	- 382	
事業利益	11,033	8,358	8,987	
・事業外収益	10,223	3,770	5,284	
・事業外費用	6,948	2,060	3,207	
経常利益	14,307	10,068	11,064	

医 業 収 益		(482,918)	(206,197)	(271,128)	
利 益 率	経常利益率	3.0 %	4.9 %	4.1 %	
	本来業務利益率	2.2	4.5	3.5	
	附帯業務利益率	4.8	- 23.6	- 6.4	

調査対象とした診療所法人 814 法人の経常利益率は 4.1%のうち、本来業務利益率は 3.5%、附帯業務利益率は - 6.4%であった。

有床 191 法人と、無床 623 法人を比較すると、本来業務事業収益で 2.3 倍、附帯業務事業収益で 5 倍、有床診療所法人が多い。

無床の附帯業務事業損益は、規模も小さく、赤字 - 23.6%を計上しており、この業務の実施について、損益計算上は、疑義が残る。

老健法人の損益計算書（平均）

（百万円）

科 目	金 額			備 考
	100 人未満	100～200 人	計	
法人数	2	5	7	
・事業損益				
A．本来業務事業損益				
1．事業収益	396	662	586	
2．事業費用	341	632	549	
（1）事業費	341	632	549	
（2）本部費	0	0	0	
本来業務事業利益	55	30	37	
B．附帯業務事業損益	0	00	0	
1．事業収益	50	107	90	
2．事業費用	45	87	75	
附帯業務事業利益	4	19	15	
事業利益	59	50	53	
・事業外収益	8	11	10	
・事業外費用	22	29	27	
（支払利息）	15	15	15	
経常利益	46	32	36	

医 業 収 益	446	769	676	
経常利益率	10.3 %	4.2 %	5.3 %	
本来業務利益率	13.9	4.5	6.3	

調査対象法人7法人（1法人は分析不能）の経常利益率は5.3%、うち本来業務利益率は6.3%であった。

これを100人未満入所法人と、100～200人入所法人（200人超は、なし）に分けて分析すると利益率的には、前者・小規模法人が秀れていることが分かる。

前者は、療養型病院A（99人以下）、後者は、療養型病院B（100～199人）に近似するものであるが、この損益計算上は、老健法人の方が秀れているといえる。

(2) 本来業務分析

本来業務の収益分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	5千万円未満		5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	-	-	-	-	8	257,069
診療所法人	63	32,128	376	96,531	187	203,483
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計／平均	63	32,128	376	96,531	195	205,681

法人区分	3億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満		20億円以上 50億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	207	687,596	263	1,437,290	224	3,050,770
診療所法人	144	546,941	31	1,419,465	4	2,210,761
老健法人	6	507,339	1	1,059,338	-	-
合計／平均	357	627,831	294	1,434,125	228	3,036,033

法人区分	50億円以上 100億円未満		100億円以上		合計／平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	56	6,877,715	24	17,697,717	781	2,579,038
診療所法人	1	6,502,494	-	-	806	266,103
老健法人	-	-	-	-	7	586,196
合計／平均	57	6,871,132	24	17,697,717	1,594	1,400,760

本来業務収益を、施設種類別に集計分類したものが上表である。1,549法人の収益平均は1,400百万円であり、病院法人781法人（50.0%）で2,579百万円余、老健法人7法人（0.4%）で586百万円、診療所法人806（50.6%）法人で266百万円の順であった。3億円以上から50億円未満に879法人（55.1%）があり、100億円以上の本来業務収益をあげる法人が24法人（1.5%）あることが注目される。

本来業務の収益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	5千万円未満		5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	0	0	0	0	0	0
出資額限度法人	1	33,916	5	81,246	2	183,928
基金拠出型法人	2	24,166	6	87,100	0	0
その他	55	33,126	344	96,644	182	206,256
記載なし	5	23,970	21	101,014	11	200,127
合計 / 平均	63	32,128	376	96,531	195	205,681

（法人・千円）

法人区分	3億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満		20億円以上 50億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	13	772,992	28	1,396,669	36	3,285,015
出資額限度法人	14	657,634	11	1,552,177	15	3,140,777
基金拠出型法人	2	865,277	1	1,021,258	3	2,558,064
その他	278	610,317	218	1,434,218	144	2,975,637
記載なし	50	669,626	336	1,438,095	30	3,022,579
合計 / 平均	357	627,831	294	1,434,125	228	3,036,033

（法人・千円）

法人区分	50億円以上 100億円未満		100億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	17	7,179,076	7	14,557,135	101	3,874,856
出資額限度法人	3	6,947,773	1	11,068,924	52	2,040,629
基金拠出型法人	0	0	0	0	14	785,495
その他	30	6,925,471	15	18,920,063	1,266	1,165,079
記載なし	7	5,857,540	1	27,975,383	161	1,548,762
合計 / 平均	57	6,871,132	24	17,697,717	1,594	1,400,760

本来業務収益の法人類型別の平均金額分析では、「特定・特別」101法人（6.3%）が3,875百万円（平均に比して、+2,475百万円）で最も多く、次が出資額限度法人の52法人（3.3%）2,041百万円（+640百万円）であり、基金拠出型法人14法人（0.9%）の785百万円（-615百万円）が最も低かった。

100億円以上の本来業務収益をあげている24法人のうち15法人が「その他」（大部分は、経過措置型と推定）であった。

本来業務の費用分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	5千万円未満		5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	-	-	1	146,307	10	261,375
診療所法人	64	32,505	388	97,203	183	204,509
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	64	32,505	389	97,329	193	207,455

法人区分	3億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満		20億円以上 50億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	222	698,299	262	1,443,289	211	3,076,830
診療所法人	138	538,048	29	1,377,255	3	3,045,862
老健法人	7	548,775	-	-	-	-
合計 / 平均	367	635,189	291	1,434,125	214	3,076,396

法人区分	50億円以上 100億円未満		100億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	51	6,898,938	24	17,034,268	781	2,491,426
診療所法人	1	6,350,342	-	-	806	256,699
老健法人	-	-	-	-	7	548,775
合計 / 平均	52	6,888,388	24	17,034,268	1,594	1,352,913

本来業務に係る費用（本部費を含む）を施設別に集計分類したものが上表である。1,594法人の費用平均は、1,352百万円余であり、病院法人781法人（49.0%）で2,491百万円余、老健法人7法人（0.4%）548百万円余、診療所法人806法人（50.6%）で256百万円余の順であった。3億円以上から50億円未満に872法人（54.7%）があり、100億円以上の本来業務の費用を使う法人が24法人（1.5%）あるが、この損益差である本来業務利益は663百万円余の3.7%にすぎないことがわかる。

本来業務の費用分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	5千万円未満		5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	0	0	0	0	0	0
出資額限度法人	1	34,559	5	81,551	2	185,023
基金拠出型法人	1	21,239	7	81,944	0	0
その他	58	33,384	356	97,489	179	207,930
記載なし	4	21,250	22	97,856	12	193,134
合計 / 平均	64	32,496	389	97,037	293	206,665

（法人・千円）

法人区分	3億円以上 10億円未満		10億円以上 20億円未満		20億円以上 50億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	19	823,105	23	1,467,524	37	3,330,902
出資額限度法人	14	640,564	12	1,563,312	14	2,926,450
基金拠出型法人	2	832,736	1	1,073,672	3	2,474,989
その他	281	615,976	220	1,437,467	130	3,044,216
記載なし	51	644,555	35	1,365,079	3	2,944,315
合計 / 平均	367	632,333	391	1,435,292	214	3,063,448

（法人・千円）

法人区分	50億円以上 100億円未満		100億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	14	7,069,907	8	13,324,078	101	3,745,011
出資額限度法人	3	6,881,561	1	11,396,882	52	1,952,065
基金拠出型法人	0	0	0	0	14	768,497
その他	28	7,062,858	14	18,388,422	1,266	1,123,878
記載なし	7	5,867,135	1	27,546,427	161	1,510,574
合計 / 平均	52	6,896,532	24	16,854,491	1,594	1,352,913

本来業務の費用に係る法人類型別の平均金額分析では、「特定・特別」101法人（6.3%）3,745百万円余（平均に比して、+2,392百万円）で最も多く、次が出資額限度法人の52法人（3.3%）1,952百万円余（+600百万円）であり、基金拠出型法人14法人（0.9%）の768百万円（-584百万円）が最も低かった。

100億円以上の本来業務に係る費用を使っている法人は24法人（1.5%）であったが、そのうち「その他」が14法人（0.9%）で収益計上の15法人より1法人少なかった。

本来業務の利益分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	赤字				黒字	
	-1億円以上		-1億円未満		5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	45	-293,716	127	-38,667	226	23,897
診療所法人	6	-501,263	313	-11,011	406	11,488
老健法人	-	-	1	-31,046	4	27,494
合計 / 平均	51	-318,133	441	-19,021	636	15,999

法人区分	黒字					
	5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満		3億円以上 10億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	214	90,139	105	212,328	56	456,795
診療所法人	62	81,934	14	179,569	5	355,220
老健法人	2	91,511	-	-	-	-
合計 / 平均	278	88,319	119	208,474	61	448,469

法人区分	黒字				合計 / 平均	
	10億円以上 20億円未満		20億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	6	1,310,536	2	3,062,118	781	87,612
診療所法人	-	-	-	-	806	9,405
老健法人	-	-	-	-	7	37,421
合計 / 平均	6	1,310,536	2	3,062,118	1,594	47,846

本来業務の利益を、施設別に集計分類したものが上表である。1,594法人の利益は47,846千円であり、病院法人781法人（49.0%）で87,612千円（平均に比して、+39,766千円）、老健法人7法人（0.4%）で37,421（-10,425千円）、診療所法人806法人（50.6%）で9,405千円（-38,441千円）であった。

赤字法人が492法人（30.9%）、うち1億円以上の赤字法人51法人（3.2%）（赤）318,133千円、1億円未満の赤字法人441法人（27.7%）（赤）19,021千円があった。特に診療所法人は319法人（20.0%）が赤字であり、そのうち1億円以上の赤字法人6法人（0.6%）（赤）501,263千円と、赤字金額が大きいことに注目を要する。

本来業務の利益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	赤字				黒字	
	-1億円以上		-1億円未満		5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	13	-336,152	10	-30,743	18	17,407
出資額限度法人	5	-183,087	6	-8,117	19	19,970
基金拠出型法人	0	0	4	-25,682	8	17,335
その他	26	-304,924	388	-18,581	528	15,563
記載なし	7	-430,194	33	-21,814	63	17,882
合計／平均	51	-318,166	441	-19,021	636	15,999

（法人・千円）

法人区分	黒字					
	5千万円以上 1.5億円未満		1.5億円以上 3億円未満		3億円以上 10億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	29	90,537	17	197,712	11	487,793
出資額限度法人	11	86,880	6	240,123	4	385,507
基金拠出型法人	2	101,012	0	0	0	0
その他	197	86,545	82	206,568	41	450,827
記載なし	39	95,387	14	219,140	5	392,990
合計／平均	278	88,319	119	208,474	61	448,649

（法人・千円）

法人区分	黒字				合計／平均	
	10億円以上 20億円未満		20億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	1,330,284	1	3,465,407	101	129,845
出資額限度法人	1	1,251,604	0	0	52	88,564
基金拠出型法人	0	0	0	0	14	16,998
その他	3	1,317,014	1	2,658,829	1,266	41,202
記載なし	0	0	0	0	161	38,189
合計／平均	6	1,310,536	2	3,062,118	1,594	47,846

本来業務収益の利益を、法人類型別に集計分類したものは上表のとおりであった。1,594 法人のうち「特定・特別」が 101 法人（6.3%）で 129,845 千円（平均に比して、+81,995 千円）で最も大きく、1 法人平均の 47,846 千円を大きく上廻っていた。平均より下廻ったのは、基金拠出型法人 14 法人（0.9%）の 16,998 千円（-30,846 千円）のみであった。

(3) 附帯業務分析

附帯業務の収益分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	45	5,061	44	18,404	59	36,276
診療所法人	34	1,677	5	19,807	6	37,208
老健法人	-	-	-	-	1	26,801
合計 / 平均	79	3,604	49	18,547	66	36,217

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2.5億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	74	70,151	78	145,173	49	302,509
診療所法人	9	76,584	5	149,340	6	298,018
老健法人	1	72,452	2	125,543	1	282,981
合計 / 平均	84	70,867	85	144,956	56	301,679

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	14	715,323	2	1,151,848	365	128,311
診療所法人	2	631,456	-	-	67	72,631
老健法人	-	-	-	-	5	126,664
合計 / 平均	16	704,840	2	1,151,848	437	119,756

附帯業務収益を施設別に集計分類したものが上表である。437法人の収益平均は119,756千円であり、病院法人365法人（83.5%）128,311千円（平均に比して、+8,555千円）、老健法人5法人（1.1%）126,664千円（+6,908千円）と、ほぼ近似していた。1億円未満の収益に278法人（63.6%）があり、小規模のものが多いことがわかる。

附帯業務の収益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	3	5,607	8	19,274	9	39,327
出資額限度法人	1	6,052	3	16,727	1	30,238
基金拠出型法人	1	2,258	0	0	1	38,435
その他	68	3,341	33	18,538	43	35,759
記載なし	6	5,406	5	18,539	12	35,591
合計 / 平均	79	3,604	49	18,547	67	36,217

（法人・千円）

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	17	65,312	10	145,202	14	315,205
出資額限度法人	3	76,313	6	134,537	4	263,992
基金拠出型法人	1	62,418	0	0	0	0
その他	54	72,537	61	144,444	33	298,183
記載なし	9	70,253	8	156,371	5	317,029
合計 / 平均	84	70,868	85	144,956	56	301,679

（法人・千円）

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	941,797	1	1,264,912	64	166,385
出資額限度法人	1	797,082	0	0	19	156,615
基金拠出型法人	0	0	0	0	3	34,370
その他	11	653,336	1	1,038,783	305	109,119
記載なし	2	705,033	0	0	47	115,546
合計 / 平均	16	704,840	2	1,151,848	438	119,756

附帯業務収益の法人類型別に集計分類したものが上表である。平均金額では、「特定・特別」が64法人（14.6%）166,385千円（平均に比して、+46,629千円）と最も大きく、基金拠出型が3法人（0.7%）34,370千円（-85,386千円）で最も低かった。

5千万円以上から5億円未満の区分に225法人（51.4%）含まれ、それより低い1千万円未満から5千万円未満の区分に195法人（44.5%）があり、小規模の附帯業務が多い。

附帯業務の費用分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	37	3,152	40	17,623	70	36,935
診療所法人	34	677	4	16,863	10	39,260
老健法人	-	-	-	-	1	37,699
合計 / 平均	71	2,003	44	17,554	81	37,232

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2.5億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	77	69,610	71	144,165	55	300,720
診療所法人	5	80,280	7	139,414	5	306,122
老健法人	1	53,285	3	145,552	-	-
合計 / 平均	63	70,056	81	143,805	60	301,170

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	11	704,134	4	1,204,090	365	131,792
診療所法人	2	611,887	-	-	67	68,877
老健法人	-	-	-	-	5	105,528
合計 / 平均	13	689,942	2	1,204,090	437	121,845

附帯業務に係る費用の法人施設別分類では、437法人のうち病院法人が365法人（83.5%）1法人平均131,792千円であり、次が老健法人5法人（0.1%）の105,528千円、最下位が診療所法人67法人（15.3%）68,877千円であった。

附帯業務の費用分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	4,419	7	17,319	12	38,729
出資額限度法人	2	4,048	1	15,940	1	34,035
基金拠出型法人	1	4,280	0	0	1	34,579
その他	61	1,588	28	16,924	55	36,220
記載なし	5	4,317	8	20,167	12	40,861
合計 / 平均	71	1,967	44	17,554	81	37,232

（法人・千円）

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	15	64,831	10	151,461	15	313,494
出資額限度法人	4	74,052	6	153,283	4	332,928
基金拠出型法人	1	55,866	0	0	0	0
その他	56	71,148	56	141,346	37	292,971
記載なし	7	72,253	9	144,282	4	299,020
合計 / 平均	83	70,055	81	143,805	60	301,170

（法人・千円）

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	890,041	2	1,373,317	64	178,453
出資額限度法人	1	873,249	0	0	19	183,106
基金拠出型法人	0	0	0	0	3	31,575
その他	10	660,658	1	1,039,438	304	108,383
記載なし	1	599,375	1	1,030,290	47	112,837
合計 / 平均	13	689,942	4	1,204,090	437	121,845

附帯業務に係る費用を法人類型別に集計分類したのが上表である。平均金額では 64 法人（14.6%）の「特定・特別」が最も大きく 178,453 千円（平均金額に比して、+56,608 千円）、基金拠出型 3 法人（0.7%）31,575 千円（-90,270 千円）で最も低かった。

5 千万円以上から 5 億円未満の区分に 224 法人（51.3%）があり、小規模な附帯業務が多い。

附帯業務の利益分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	赤字					
	-1億円以上		-1億円未満 -7.5千万円以上		-7.5千万円未満 -5千万円以上	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	7	-235,281	6	-81,503	5	-64,642
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	7	-235,281	6	-81,503	5	-64,642

法人区分	赤字				黒字	
	-5千万円以上 -2.5千万円未満		-2.5千万円未満		5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	21	-36,925	159	-7,676	152	11,449
診療所法人	1	-35,161	19	-5,738	46	7,461
老健法人	-	-	2	-5,572	2	10,629
合計 / 平均	22	-36,844	180	-7,448	200	10,677

法人区分	黒字				合計 / 平均	
	5千万円以上 1億円未満		1億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	10	66,706	5	155,474	365	-3,480
診療所法人	1	52,510	-	-	67	3,754
老健法人	1	-	-	-	5	21,136
合計 / 平均	12	67,928	5	155,474	437	-2,090

附帯業務の利益を法人施設別に集計分類したものが上表である。平均金額では、老健法人5法人(0.1%)が21,136千円の利益、次いで診療所法人67法人(15.3%)の3,754千円であったが、病院法人365法人(83.5%)は、-3,480千円(赤)であった。特に1億円以上の赤字を持つ病院法人が7法人(1.6%)、平均で235,281千円も赤字であった。

附帯業務の利益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	赤 字					
	-1 億円以上		-1 億円未満 -7.5 千万円以上		-7.5 千万円未満 -5 千万円以上	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	-605,184	1	-79,861	3	-66,083
出資額限度法人	2	-165,332	3	-80,420	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	3	-189,903	1	-89,707	2	-62,482
記載なし	1	-141,409	1	-78,191	0	0
合計 / 平均	7	-235,281	6	-81,503	5	-64,643

（法人・千円）

法人区分	赤 字				黒 字	
	-5 千万円以上 -2.5 千万円未満		-2.5 千万円未満		5 千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	5	-35,258	27	-8,334	24	12,021
出資額限度法人	1	-49,185	6	-10,454	6	14,155
基金拠出型法人	0	0	1	-2,022	2	5,204
その他	15	-37,310	128	-7,096	145	9,668
記載なし	1	-25,456	18	-7,920	23	13,865
合計 / 平均	22	-36,845	180	-7,448	200	10,523

（法人・千円）

法人区分	黒 字				合計 / 平均	
	5 千万円以上 1 億円未満		1 億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	61,421	1	103,963	64	-12,021
出資額限度法人	1	95,567	0	0	19	-26,491
基金拠出型法人	0	0	0	0	3	2,795
その他	6	66,774	4	168,351	304	736
記載なし	3	65,362	0	0	47	2710
合計 / 平均	12	67,928	5	155,473	437	-2,090

附帯業務に係る利益を、平均金額ごとに区分計上したものが上表である。全法人 437 法人の平均は - 2,090 千円（赤）であり、「出資額限度法人」19 法人（4.3%）の - 26,491 千円の赤と、「特定・特別」の 64 法人（14.6%）の - 12,021 千円の赤字が目立つ。

(4) 収益業務分析

収益業務の収益分析 (法人施設別)

(法人・千円)

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	4	5,000	3	16,994	1	47,686
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	4	5,000	3	16,994	1	47,686

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2.5億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	2	78,030	-	-	-	-
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	2	78,030	-	-	-	-

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	1	846,069	1	3,513,219	12	386,168
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	1	846,069	1	3,513,219	12	386,168

収益業務を行っているのは、病院法人 12 法人(この調査段階では、特別医療法人のみ)であり、平均収益は 386,168 千円であったが、5 千万円未満に 8 法人(66.7%)あり、小規模事業が多い。

収益業務の収益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	4,341	2	18,902	1	47,689
出資額限度法人	1	4,047	0	0	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	1	7,269	0	0	0	0
記載なし	0	0	1	13,180	0	0
合計／平均	4	5,000	3	16,994	1	47,689

（法人・千円）

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	78,030	0	0	0	0
出資額限度法人	0	0	0	0	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
記載なし	0	0	0	0	0	0
合計／平均	2	78,030	0	0	0	0

（法人・千円）

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計／平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	846,069	1	3,513,219	9	512,169
出資額限度法人	0	0	0	0	1	4,047
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	7,269
記載なし	0	0	0	0	1	13,180
合計／平均	1	846,069	1	3,513,219	12	386,168

収益業務を行っているのは、「特定・特別」の特別医療法人のみであるはずが、「出資額限度法人」や「その他」及び「記載なし」に1法人づつ3法人あり、法令違反と思われる。

収益業務の費用分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	7	878	1	18,458	1	30,117
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	7	878	1	18,458	1	30,117

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2.5億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	-	-	1	125,191	-	-
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	-	-	1	125,191	-	-

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	2	2,228,546	-	-	12	386,417
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	2	2,228,546	-	-	12	386,417

（４） とほぼ同じ、ただし平均金額の区分記載がずれるものもある。

収益業務の費用分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	1千万円未満		1千万円以上 2.5千万円未満		2.5千万円以上 5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	4	1,536	1	18,458	1	30,117
出資額限度法人	1	0	0	0	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
記載なし	1	0	0	0	0	0
合計 / 平均	7	878	1	18,458	1	30,117

（法人・千円）

法人区分	5千万円以上 1億円未満		1億円以上 2億円未満		2億円以上 5億円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	0	0	1	125,191	0	0
出資額限度法人	0	0	0	0	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
記載なし	0	0	0	0	0	0
合計 / 平均	0	0	1	125,191	0	0

（法人・千円）

法人区分	5億円以上 10億円未満		10億円以上		合計 / 平均	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	0	0	2	2,228,546	9	515,222
出資額限度法人	0	0	0	0	1	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0
記載なし	0	0	0	0	1	0
合計 / 平均	0	0	2	2,228,546	12	386,417

（４） とほぼ同じ、ただし平均金額の区分記載がずれるものもある。

収益業務の利益分析（法人施設別）

（法人・千円）

法人区分	赤字					
	-1億円以上		-1億円未満 -7.5千万円以上		-7.5千万円未満 -5千万円以上	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	1	-191,858	-	-	-	-
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	1	-191,858	-	-	-	-

法人区分	赤字				黒字	
	-5千万円以上 -2.5千万円未満		-2.5千万円未満		5千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	1	-25,620	-	-	8	8,312
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	1	-25,620	-	-	8	8,312

法人区分	黒字				合計 / 平均	
	5千万円以上 1億円未満		1億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
病院法人	2	74,001	-	-	12	-249
診療所法人	-	-	-	-	-	-
老健法人	-	-	-	-	-	-
合計 / 平均	2	74,001	-	-	12	-249

法人施設別の収益業務の損益は、12法人で - 249千円で赤字であった。

収益業務の利益分析（法人類型別）

（法人・千円）

法人区分	赤 字					
	-1 億円以上		-1 億円未満 -7.5 千万円以上		-7.5 千万円未満 -5 千万円以上	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	-191,858	0	0	0	0
出資額限度法人	0	0	0	0	0	0
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
記載なし	0	0	0	0	0	0
合計 / 平均	1	-191,858	0	0	0	0

（法人・千円）

法人区分	赤 字				黒 字	
	-5 千万円以上 -2.5 千万円未満		-2.5 千万円未満		5 千万円未満	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	1	-25,620	0	0	5	8,400
出資額限度法人	0	0	0	0	1	4,047
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	7,269
記載なし	0	0	0	0	1	13,180
合計 / 平均	1	-25,620	0	0	8	8,312

（法人・千円）

法人区分	黒 字				合計 / 平均	
	5 千万円以上 1 億円未満		1 億円以上			
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
特定・特別	2	74,001	0	0	9	-3,053
出資額限度法人	0	0	0	0	1	4,047
基金拠出型法人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	7,269
記載なし	0	0	0	0	1	13,180
合計 / 平均	2	74,001	0	0	12	-249

法人類型別の収益業務損益は、12 法人で - 249 千円の赤字であった。法令が認める特別医療法人 9 法人が - 3,053 千円の赤であるのに、認められない（法令違反）3 法人が黒という皮肉な結果となっている。

4 監事監査報告書

(1) 医療法人(全体)

(法人数)

種類	(1) 無限定 適法	(2) 限定意見 一部意見	(3) 否定 意見	(4) 提出 なし	(5) 小計	(6) 未入手 ()	計	備考
病院法人	601			100	701	139	840	
診療所法人	582			132	714	184	898	
老健法人	3			1	4	4	8	
(計)	1,186			233	1,419	327	1,746	

(注) 某県は、個人情報(監事の)守秘を理由に「非開示」(以下、この項で同じ)であり、未入手であった「非開示」のものを除き、調査対象法人 1,746 法人のうち、1,419 法人に対して調査したが、「提出なし」法人が 233 法人(16.4%)あり、医療法第 52 条違反であり、(2)(3)の「監査意見」が付されたものは一つもなく、全て 1,186 法人(83.6%)が「無限定適法(正)」であった。

(2) 法人類型別

(法人数)

法人類型	(1) 無限定 適法	(2) 限定意見 一部意見	(3) 否定 意見	(4) 提出 なし	(5) 小計	(6) 未入手 ()	計	備考
特定特別	72			15	87	18	105	
出資額限度法人	39			10	49	7	56	
基金拠出型法人	14				14	2	16	
その他	900			192	1,092	293	1,385	
記載なし	161			16	177	7	184	
(計)	1,186			233	1,419	327	1,746	

(1)が医療機関類型別、この(2)が医療法人類型別を示したものであり、結果は当然のことながら同一であった。

第5 法令違反

一般に法令を狭義に考える場合、「法律」(例えば医療法)を指すが、広義には「法律」、「政令」、「省令」(例えば、医療法施行規則)、「告示」および「通知」(例えば、医政局長通知、指導課長通知)を含んでおり、さらに、近時の医療法人の内部統制の強化により定款(寄附行為)まで含むものとされるようになっており、この報告書では、広義に、定款(寄附行為)まで含めて処理している。

ただし、開示される情報が、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書(一部に、非開示の県あり)に限定されたものであり、その中での法令違反のチェックをした。

私どもが調査対象とした1,746医療法人の事業報告書等は、都道府県知事に提出されたものであり、提出されていない法人が、かなりの数で存在することがわかり、これこそ医療法第46条の4第3項第3号違反であるが、特定できないため、ここでは除外した。

この項でのコンプライアンス：法令遵守のチェックは、公表された事業報告書等の記載内容から、限定された法令違反のみとし、記載された事項は、原則として正しいものとした。

なお、監事の監査報告書は、1,186法人のものを収授しているが、監査報告書のみ提出されていない233法人があった。収授した医療法人の「監査結果」は、全て「無限定適法(正)」であった。限られた資料の中でも重大な法令違反が指摘できる法人もあり、私どもの調査分析の中で議論があったが、今回は、初回であり対応を見送るが、次回で同じような重大な違反を発見、それが「無限定意見」であれば、何等かの対応を考えたい。

1 法令違反とした対象（記載なしも誤りとした）

法令違反とした事項は、明らかな誤りのほか、記載すべきとされているのに記載していないものも誤りとしてカウントした。

事業報告書で7項目、財産目録で2項目、貸借対照表で4項目、損益計算書で2項目、監査報告書で5項目、計20項目の正・誤を対象とした。

貸借対照表と損益計算書の「指定の様式」については、指定様式が「格上げになるもの」例えば、診療所法人が病院法人用のものを用いているケースは「正」と見なし、反対、つまり病院法人が診療所法人用のものを用いるケースと、税務申告書の決算書のコピーと思われるものなどは「誤」と見なした。

2 正しい記載がなされていた事項

事業報告書等で適法（正）な記載がなされていた、又はいない法人数は、次のとおりであった。

（1）事業報告書

（件数）

項目	法人	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
		正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1 法人の概要	(1) 名称	668	172	840	803	95	898	8	-	8	1,479	267	1,746
	(2) 事務所所在地	840	-	840	895	3	898	8	-	8	1,743	3	1,746
	(3) 設立認可登記年月日	747	93	840	813	85	898	8	-	8	1,568	178	1,746
2 事業の概要	(1) 本来業務	727	113	840	877	21	898	8	-	8	1,612	134	1,746
	(2) 附帯業務	839	1	840	898	-	898	8	-	8	1,745	1	1,746
	(3) 収益業務	838	2	840	898	-	898	8	-	8	1,744	2	1,746
	(4) 総会事項	158	682	840	366	532	898	2	6	8	526	1,220	1,746
	(計)	4,817	1,063	5,880	5,550	736	6,286	50	6	56	10,417	1,805	12,222

事業報告書の記載事項の合計件数 12,222 件のうち、正しく記載されているもの 10,417 件（85.2%）、正しくない記載がなされているもの 1,805 件（14.8%）であった。

誤りが最も多かったのは、2（4）社員総会での議決事項であり、1,746 法人のうち実に 1,220 法人（69.9%）、次が 1（1）名称の の記載で 267 法人（15.3%）であった。

病院法人の誤りは 1,063 件（18.1%）、診療所法人は 736 件（11.7%）、老健法人で 6 件（10.7%）であった。

(2) 財産目録

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 貸借対照表と金額の不一致	773	67	840	848	50	898	7	1	8	1,628	118	1,746
2. 所有・賃借が明らかにおかしい	631	209	840	746	152	898	5	3	8	1,382	364	1,746
(計)	1,404	276	1,680	1,594	202	1,796	12	4	16	3,010	482	3,492

財産目録は、次の2項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、3,492件のうち482件(13.8%)が誤りであった。病院法人の誤りが276件(16.4%)、診療所法人の誤りが202件(11.2%)、老健法人の誤りが4件(25.0%)であった。

- ・ 1は、金額の不一致で1,746件のうち118件(6.8%)であった。
- ・ 2は、全て所有のはずが貸借対照表の記載がないもの等で364件(20.8%)であった。

(3) 貸借対照表

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 項目が合計と不一致	807	33	840	877	21	898	7	1	8	1,691	55	1,746
2. 持分なしで資本金あり	768	72	840	889	9	898	8	-	8	1,665	81	1,746
3. 持分ありで資本金なし	815	25	840	882	16	898	8	-	8	1,705	41	1,746
4. 様式の指定に従っていない	726	114	840	796	102	898	7	1	8	1,529	217	1,746
(計)	3,116	244	3,360	3,444	148	3,592	30	2	32	6,590	394	6,984

貸借対照表は、次の4項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、6,984件のうち394件(5.6%)が誤りであった。病院法人の誤りが244件(7.3%)、診療所法人の誤りが148件(4.1%)、老健法人の誤りが2件(6.3%)であった。

- ・ 1は、貸借対照表の項目計と合計が不一致で55件(3.2%)であった。
- ・ 2は、持分なし法人(例、特定)でありながら資本金があるもので81件(4.6%)であった。
- ・ 3は、2の反対で持分あり法人なのに資本金がないもので41件(2.3%)であった。
- ・ 4は、指定の様式と全く異なるもの(例、税務申告の決算書のコピーと思われるもの等)で217件(12.4%)であった。

(4) 損益計算書

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 様式の指定に従っていない	782	58	840	807	91	898	7	1	8	1,596	150	1,746
2. 事業損益が正しく区分されていない	718	122	840	879	19	898	7	1	8	1,604	142	1,746
3. 会計期間の整合性	815	25	840	882	16	898	8	-	8	1,705	41	1,746
(計)	2,315	205	2,520	2,568	126	2,694	22	2	24	4,905	333	5,238

損益計算書は、次の3項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、5,238件のうち333件(6.4%)が誤りであった。病院法人の誤りが205件(8.1%)、診療所法人の誤りが126件(4.7%)、老健法人の誤りが2件(8.3%)であった。

- ・1は、指定の様式と全く異なるもの(例、病院法人が診療所法人のもの)で150件(8.6%)であった。
- ・2は、事業損益の区分が全く異なるもの(例、本来業務などの区分なし)で142件(8.1%)であった。
- ・3は、会計期間が事業報告書の会計期間と異なるもので41件(2.3%)であった。

(5) 監査報告書

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 監事が「1人」「2人」なのに表記違い	755	85	840	807	91	898	8	-	8	1,570	176	1,746
2. 監査結果が4項に分けて記載されていない	824	16	840	885	13	898	8	-	8	1,717	29	1,746
3. 様式が(2行程度で)でため	819	21	840	892	6	898	8	-	8	1,719	27	1,746
4. 監査日付が2ヵ月後より後()	747	93	840	848	50	898	8	-	8	1,603	143	1,746
5. これだけ提出されていない	601	100	701	582	132	714	3	1	4	1,186	233	1,419
(計)	3,746	315	4,061	4,014	292	4,306	35	1	36	7,795	608	8,403

(注) 印の合計1,746法人との差327法人は某県の未入手分である。

決算期日より、2月以内に決算社員総会を開催すべきである(医療法第51条第1項、組合等登記令第2条第6号・別表第1)が、それを超える日付のものは法令違反とみなした。

(6) 誤りがあった法人の点数別集計

(法人数)

点 数	病院法人		診療所法人		老健法人		計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
41点以上	5	0.6	10	1.1	-	-	15	0.9	
35～40点	5	0.6	9	1.0	-	-	14	0.8	
31～35点	9	1.1	18	2.0	-	-	27	1.5	
26～30点	13	1.5	13	1.4	-	-	26	1.5	
21～25点	44	5.2	33	3.7	1	12.5	78	4.5	
20点	13	1.5	9	1.0	-	-	22	1.3	
19点	15	1.8	19	2.1	-	-	34	1.9	
18点	10	1.2	6	0.7	-	-	16	0.9	
17点	16	1.9	11	1.2	-	-	27	1.5	
16点	24	2.9	18	2.0	2	25.0	44	2.5	
15点	15	1.8	15	1.7	-	-	30	1.7	
14点	12	1.4	11	1.2	-	-	23	1.3	
13点	17	2.0	22	2.4	-	-	39	2.2	
12点	34	4.0	19	2.1	1	12.5	54	3.1	
11点	43	5.1	4	0.4	-	-	47	2.7	
10点	43	5.1	12	1.3	-	-	55	3.2	
9点	50	6.0	23	2.6	1	12.5	74	4.2	
8点	14	1.7	63	7.0	-	-	77	4.4	
7点	23	2.7	49	5.5	-	-	72	4.1	
6点	52	6.2	136	15.1	-	-	188	10.8	
5点	57	6.8	6	0.7	1	12.5	64	3.7	
4点	55	6.5	17	1.9	-	-	72	4.1	
3点	114	13.6	35	3.9	1	12.5	150	8.6	
2点	52	6.2	55	6.1	1	12.5	108	6.2	
1点	20	2.4	30	3.3	-	-	50	2.9	
(小計)	755	(89.9)	643	(71.6)	8	(100)	1,406	(80.5)	
0点	85	10.1	255	28.4	-	-	340	19.5	()
(計)	840	100	898	100	8	100	1,746	100	

() 0点は、誤りなしであるが、比率を出すためここに示した。

調査対象法人 1,746 法人のうち、法令違反の指摘ができなかった(ここでは、誤りでなかった。)法人は 340 法人(19.5%)であり、残り 1,406 法人(80.5%)は、何等かの法令違反が認められた。病院法人の法令遵守率は 10.1%、診療所法人は 28.4%、老健法人では「0」であった。

「誤り」のうち、1点から 10点までに、910 法人(52.1%)があり、過半数が微細な法令違反とも考えられる(5点以上は、医療法違反の可能性大)。一方で、21点以上の医療法人が 160 法人(9.2%)もあり、これらの法人は、法令遵守以前の法令無視の状態にあると言わざるをえない。

点数別集計の医療機関種類別の計を集計すると、次のようになる。

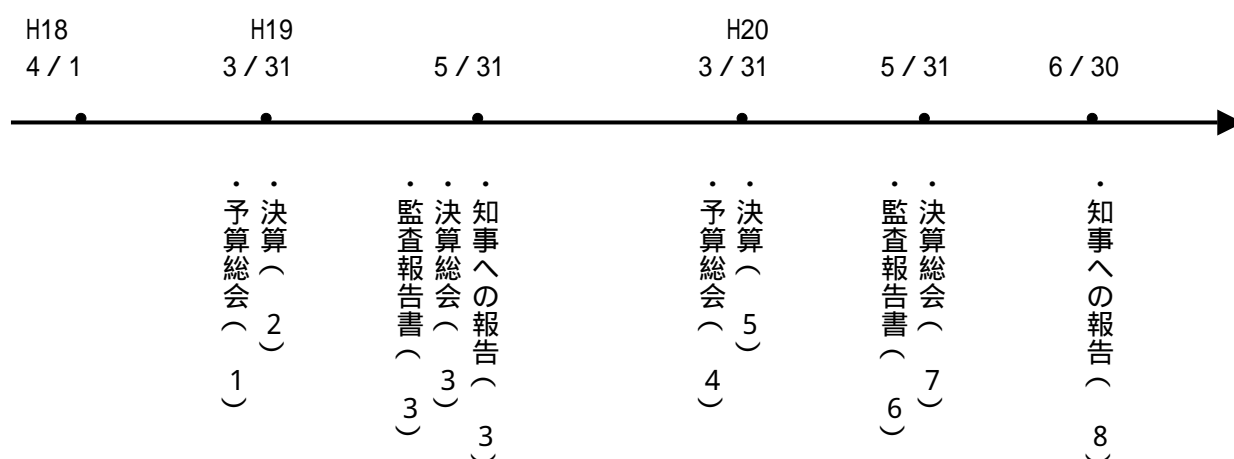
項目	病院法人			診療所法人			老健法人			合 計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 全て正しいもの	85	-	85	255	-	255	-	-	-	340	-	340
2. 誤りがあるもの	-	755	755	-	643	643	-	8	8	-	1,406	1,406
(計)	85	755	840	255	643	898	-	8	8	340	1,406	1,746

監事の監査報告書の理事・社員総会の提出については、医療法に明確な規定はない。

(7) 平成19年度会計期の決算

平成19年度・会計期の決算は、次のようになされるはずである。

[3月末決算・平成19年度]



[符号の説明]

- (1) 社団の旧モデル定款(例)第13条
- (2) 社団の旧モデル定款(例)第14条
- (3) 社団の旧モデル定款(例)第15条 旧法第51条
- (4) 制度基本通知 社団のモデル定款(例)第13条(以下、「定款例」)
- (5) 定款例第14条、同第15条第1項
- (6) 定款例第19条第4項第3号
- (7) 定款例第15条第1項、同第16条
- (8) 定款例第15条第3項、医療法第52条

平成19年度3月末日決算の流れは、以上のようになるはずであり、監事の監査報告書は、組合等登記令第2条第6号により、「純資産の確定」の前に監事監査が終っている、つまり(決算)社員総会の前に提出されているべきであり(6)のものを対象とした。

第6 財務分析

この項は、開示された財産目録、貸借対照表、損益計算書、それに事業報告書の一部データを用いて、次の分析を行った。

〔安全性〕5比率

- ・ 流動比率
- ・ 未収対買掛比率（ 1）
- ・ 自己資本比率
- ・ 借入金比率（ 2）
- ・ 固定長期適合率

〔収益性〕5比率

- ・ 総資本利益率
- ・ 自己資本利益率
- ・ 医業収益利益率
- ・ 本来業務利益率
- ・ 附帯業務利益率

〔効率性〕3指標

- ・ 1病床当り本来業務収益（ 3）
- ・ 1病床当り本来業務利益
- ・ 1病床当り総資本

（注）（ 1）診療所法人には、老健を開設するものもあり、また、病院用の貸借対照表を用い（法令違反とはしていない。）ているものもあり、それを対象とした。

（ 2）診療所法人については、同上（ 1）と同じ。ただし、損益計算書の詳細表示である。

（ 3）本来的には、実働病床を用いるべきであろうが、許可病床とした。

これらの比率等を医療機関の類型別に、病院法人・診療所法人・老健法人に分け、前二者については、その病床数毎に（ A ）100床未満、（ B ）100～199床、（ C ）200～299床、（ D ）300床以上に分け、後者は100人（収容者）を基準とした。

1 病院法人

病院種別による分析総括表（平均値表）

一般病院・療養病院

種 類	項 目	一般病院（ ）					療養病院（ ）					備考
		(A) 99床以下	(B) 100 ~ 199床	(C) 200 ~ 299床	(D) 300床以上	小計	(A) 99床以下	(B) 100 ~ 199床	(C) 200 ~ 299床	(D) 300床以上	小計	
(1) 施設概況	1. 法人数	158	65	23	38	284	61	41	16	22	140	
	2. 許可病床数（床）	59.2	143.4	239.3	445.2	144.7	60.9	141.0	244.3	528.9	178.9	
(2) 安全性	1. 流動比率（%）	257.3%	226.7%	181.2%	140.1%	228.5%	283.2%	347.6%	505.5%	335.8%	335.7%	
	2. 未収対買掛比率（%）	415.2%	321.5%	330.4%	308.2%	372.6%	956.0%	1035.0%	1056.4%	970.1%	992.8%	
	3. 自己資本比率（%）	42.5%	36.6%	24.1%	30.6%	38.1%	40.5%	47.7%	62.4%	47.2%	46.2%	
	4. 借入金比率（%）	34.9%	48.6%	51.0%	51.0%	41.5%	64.2%	54.7%	49.5%	61.4%	59.3%	
	5. 固定長期適合率（%）	73.1%	78.3%	81.5%	89.2%	77.1%	74.8%	72.7%	65.5%	72.1%	72.7%	
(3) 収益性	1. 総資本利益率（%）	1.1%	-0.6%	3.0%	-1.0%	0.6%	1.3%	1.3%	3.3%	2.8%	1.8%	
	2. 自己資本利益率（%）	2.0%	-1.7%	1.4%	-3.3%	0.4%	3.3%	2.7%	5.2%	5.9%	3.8%	
	3. 医業収益利益率（%）	1.2%	-0.6%	0.3%	-1.0%	0.4%	1.7%	1.6%	5.6%	3.9%	2.5%	
	4. 本来業務利益率（%）	3.2%	1.4%	1.7%	0.3%	2.3%	5.8%	4.7%	9.4%	6.9%	6.1%	
	5. 附帯業務利益率（%）	-6.7%	0.5%	1.7%	-4.8%	-4.1%	-9.7%	1.1%	-11.7%	3.0%	-4.8%	
(4) 効率性	1. 1病床当たり 本来業務収益（千円）	19,470	17,236	16,340	17,085	18,386	10,809	9,440	6,924	8,304	9,570	
	2. 1病床当り 本来業務利益（千円）	624	249	273	58	434	625	440	650	571	565	
	3. 1病床当り総資本（千円）	21,818	17,834	15,401	17,298	19,782	14,824	12,057	12,306	11,924	13,270	

病院の中には、診療所、介護老人保健施設を保有しているものを含む、1医療法人毎の集計である。

精神科病院・混合病院・合計

項目	種類	精神科病院()					混合病院()					合計	備考
		(A) 99床以下	(B) 100 ~ 199床	(C) 200 ~ 299床	(D) 300床以上	小計	(A) 99床以下	(B) 100 ~ 199床	(C) 200 ~ 299床	(D) 300床以上	小計		
(1) 施設概況	1. 法人数	1	37	32	57	127	51	100	22	57	230	781	
	2. 許可病床数 (床)	69.0	156.1	238.8	486.5	324.5	82.2	147.2	247.5	746.6	290.9	223.1	
(2) 安全性	1. 流動比率 (%)	158.9%	476.4%	370.9%	377.5%	402.9%	284.1%	251.3%	304.6%	181.4%	246.3%	281.3%	
	2. 未収対買掛比率 (%)	896.2%	993.3%	1064.0%	1102.9%	1059.5%	507.1%	528.6%	674.0%	420.3%	510.9%	636.2%	
	3. 自己資本比率 (%)	16.6%	52.7%	52.5%	54.9%	53.4%	42.7%	36.2%	45.6%	35.1%	38.3%	42.1%	
	4. 借入金比率 (%)	33.2%	49.9%	54.9%	50.8%	51.4%	47.3%	64.4%	54.9%	54.5%	57.2%	50.9%	
	5. 固定長期適合率 (%)	62.2%	65.2%	73.3%	71.8%	70.2%	72.1%	77.7%	76.3%	83.0%	77.6%	75.4%	
(3) 収益性	1. 総資本利益率 (%)	6.4%	2.3%	1.3%	1.2%	1.6%	1.7%	1.4%	3.5%	2.4%	1.9%	1.4%	
	2. 自己資本利益率 (%)	38.4%	4.4%	2.4%	2.3%	3.2%	3.9%	4.0%	7.8%	6.8%	5.0%	2.8%	
	3. 医業収益利益率 (%)	3.0%	2.9%	1.8%	1.8%	2.1%	1.7%	1.7%	4.3%	2.8%	2.2%	1.6%	
	4. 本来業務利益率 (%)	3.7%	4.3%	3.4%	3.6%	3.8%	3.8%	3.7%	7.3%	4.0%	4.1%	3.7%	
	5. 附帯業務利益率 (%)		-16.4%	-23.9%	-16.3%	-18.1%	2.2%	-0.3%	-0.2%	-5.1%	-0.9%	-5.6%	
(4) 効率性	1. 1病床当たり 本来業務収益 (千円)	5,100	6,170	6,429	5,936	6,122	12,662	13,459	12,473	11,843	12,787	13,163	
	2. 1病床当り 本来業務利益 (千円)	187	266	222	217	232	484	495	908	473	527	452	
	3. 1病床当り総資本 (千円)	2,433	7,979	9,332	8,702	8,601	13,733	16,585	15,629	14,182	15,266	15,466	

病院の中には、診療所、介護老人保健施設を保有しているものを含む、1医療法人毎の集計である。

(2) 病院法人の財務分析

(A) - 1 施設概要

病院法人として、貸借対照表等のデータを収集できた法人は、781 法人であり、この項において、調査（対象）法人という。

一般病院 284 法人（36.4%）、混合病院 230 法人（29.4%）、療養病院 140 法人（17.9%）および精神科病院 127 法人（16.3%）という順になった。病床の規模（法人数）で見ると、Aの最も多いのは一般病院 158 法人（20.2%）と療養病院 61 法人（7.8%）であり、両者は、比較的小規模であるのに対し、精神科病院は、病床規模が多くなるほど法人数が多くなっており、比較的に大規模のものが多くを示している。

(A) - 2 許可病床数

病院法人としての許可病床数の平均は、223.1 床であった。

許可病床数が最も多い病院種別は、精神科病院 324.5 床（平均に+101.4 床）。以下、順に混合病院 290.9 床（+67.8 床）、療養病院 178.9 床（-44.2 床）、一般病院 144.7 床（-78.4 床）であった。

許可病床数で見ると、一般病院および療養病院は病床数が少なく、法人数も多いこと、すなわち小規模病院が多いことを示している。

(B) 安全性分析

$$\textcircled{1} \text{ 流動比率} \quad \left(\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$$

この比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、短期負債の短期的な支払い能力を計る尺度とされており、経営分析において必ず取り上げられる重要な比率である。

この比率が高いほど、その法人の短期負債の支払の能力が高いことを示している。

すなわち、流動負債は1ヶ年以内に支払期限が到達するので、この支払い資金としては、1ヶ年以内に現金化する流動資産を充当する必要がある。従って、財務上この比率は高いほど良く、営利企業の目安となる基準値としては150%以上が望ましいとされている。

今回の調査では、全体で 281.3% とかなり高い比率をえた。

その中でも精神科病院が 402.9% (平均より +121.6)、療養病院が 335.7% (+54.4) と極めて高く、混合病院が 246.3% (-35.0)、一般病院が 228.5 (-52.8) と平均を下廻っている。

特徴的なのは、一般病院が、次のような結果になったことである。

(A) 257.3% (B) 226.7% (C) 181.2% (D) 140.1%

つまり、一般病院は、病床数が少ないほど、流動比率が高く、短期的な支払能力に留意がなされている。いずれにしても、一般的な“目安”とされる 150% を全ての区分で超え(一般病院(D)を除く)ており、病院法人の短期的支払能力は確保されていると見ていい。

$$\textcircled{2} \text{ 未収対買掛比率 } \left(\frac{\text{未 収 金}}{\text{買 掛 金}} \times 100 \right)$$

この比率は、買掛金に対する未収金の割合を示すものであり、未収金と買掛金を対比することにより、業務活動で生じた短期的業務債権と短期的業務債務の回収・支払状況が概ね分かるとされている。

一般的な目安として 200% 以上が、望ましいとされているが、あまりにこの比率が高いと、分子である未収金に滞留・未収可能性が内在されていることを示しうる。

今回の調査では、全体で 636.2% という高い水準を示しており、分子の回収可能性が問題となりうる。

これは、精神科病院が 1,059.5% (平均より +423.3) と、療養型病院 992.8% (+356.6) と、買掛金の 10 倍くらいの未収金を持つ、2 病院に言える。仕入材料費などの買掛金が比較的小さいこともありえようが、分子・未収金の内容分析による回収促進も必要と思われる。混合病院も 510.9% (-125.3) と、かなり高いのに比して、一般病院が 372.6% (-263.6) と、全体の病床区分では最も低い、バランス的には整っているものと思われるが、この指標でも病床数が多くなるにつれ、指標の悪化傾向が読み取れる。

③ 自己資本比率 $\left(\frac{\text{純 資 産}}{\text{総 資 産}} \times 100 \right)$

この比率は、総資産に対する純資産の割合を示すもので、この比率が高いほど財務的な健全性が優れているとされるが、20%を大きく下廻っている個別の法人も散見される。当該法人においては、今後、利益の内部蓄積ないし増資に務め、純資産の充実をはかるべきである。この調査法人の全体では42.1%であった。

精神科病院で53.4%、療養病院46.2%が高いのに比し、混合病院で38.3%と比較的に高く、最も低い一般病院でも38.1%とかなり高い水準であり問題ない。

ただし、一般病院CとDがやや低く、借入金比率の高さに連動し、借入金依存の経営があると思われる。

(注) この医療法人に必要とされている自己資本比率20%（特別医療法人は30%）は、改正医療法の施行による医政局長通知（平成19年3月30日 第0330049号）で廃止されたが、財務分析では、必要な比率であり分析対象として掲載する。

④ 借入金比率 $\left(\frac{\text{借 入 金}}{\text{医 業 収 益}} \times 100 \right)$

この比率は、医業収益に対する借入金の割合を見るもので、健全経営上からは、この比率は経験的に50%以下、どれだけ多くても100%が上限であるとされている。

また、個々の法人ではこの比率が、100%を上廻る法人も見受けられる。当該法人においては、今後とも収入の増加に務め、元利金の支払いに支障なきよう十分配慮されることが必要と考えられる。

調査法人の全体平均では、50.9%であった。

この比率が最も高いのは、療養病院の59.3%（平均に比し+8.4）、他の病院すなわち混合病院が57.2%（+6.3）、精神科病院が51.4%（+0.5）であり、一般病院は41.5%（-9.4）であった。

療養病院の自己資本比率が高く（46.2%）、一般病院のそれが低い（38.1%）こと、これに1病床当たり本来業務収益が、一般病院（18,386千円）、療養病院（9,570千円）の2倍近くあることから、これは分母の医業収益の違いによるものと思われる。

この比率分析の方式のほか、次のように分母を純資産にする計算式もある。

$$\frac{\text{有利子負債額（医療機関債を含む）}}{\text{純資産}} \times 100$$

この比率の考え方は、有利子負債を純資産で返済できるかどうかを判断するものであり、当然100以下が望ましい。

この比率は、指標として明らかにしていないが、分析のために集計はしてあり、自己資本比率とともに比較して示すと、次のようになる。

（比率）	一般病院	療養病院	精神科病院	混合病院	全体
・自己資本比率	38.1%	46.2%	53.4%	38.3%	42.1%
・有利子負債比率	103.1%	100.8%	72.6%	131.0%	105.9%

精神科病院の有利子負債の返済能力が極めて高く、自己資本比率が高いのに比し、混合病院の低さに対応する自己資本比率の低さが目につく。

$$\textcircled{5} \text{ 固定長期適合率 } \left(\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{純資産}} \times 100 \right)$$

この比率は、長期的な資金調達されたもの（固定負債と純資産）から、長期的な資金投下（固定資産）されているかをみるものであり、100以下が望ましいとされている。

視点を変えると、短期資金（1年以下の返済）と長期資金（1年超）の調達と、その運用の良さ悪さを示すもので、「装置産業的」要素を持つ病院法人にとって重要な指標である。

病院法人のこの比率は75.4%であり、かなりよい水準で、長期調達資金の24.6%が流動資産に投下されていることを示し、全体からみた長期的な資金収支はかなり楽であると推定できる。

病院類型毎には、あまり変化はなく、いずれも良好であるが、精神科病院の70.2%の良さが目立った。

⑥ 安全性の総括

安全性分析数の5比率のみ、病院法人の財務安全性を総括することは、かなり危険であるが、あえて直言すると、病院法人の財務的な安全性は、確保されていると言える。

病院種類別に見ると、精神科病院法人が5比率のうち、4比率（流動比率・未収対買掛比率・自己資本比率・固定長期適合率）で最も秀れており、借入金比率でも2番であり、同法人病院の財務安全性の良さが際立った。

これに比して、一般病院法人が3比率（流動比率・未収対買掛比率・自己資本比率）で最も悪く、固定長期適合率でも2番目に悪く、特に病床数の多いDは、それに累積して悪く、一般病院法人の大病院の安全性に問題があることを示している。

(C) 収益性分析

$$\text{① 総資本利益率} \quad \left(\frac{\text{税引後当期純利益}}{\text{総資産}} \times 100 \right)$$

この比率は、総資産（負債と純資産）と、税引後当期純利益の割合、つまり病院法人が総資産でどれくらいの利益を1年に稼ぎ出したかを示すものである。

病院法人の全体では、1.4%であり、療養病院が1.8%（平均に比して、+0.4）、混合病院が1.9%（+0.5）、精神科病院が1.6%（+0.2）であるのに対し、一般病院は0.6%（-0.8）であり、総資本の利益確保能力、つまり、「稼ぎ」が低いことを示している。

一般病院のうち、一般病院Bが-0.6%、Dが-1.0%であり、総資本の投下が機能していないことを示しており、自己資本利益率のマイナス、医業収益利益率のマイナス（-0.6と-1.0）がそれを裏付けている。

$$\textcircled{2} \text{ 自己資本利益率 } \left(\frac{\text{税引後当期純利益}}{\text{純 資 産}} \times 100 \right)$$

この比率は純資産（自己資本）に対する税引後当期利益の割合を示すものであり、自己資本による当期利益の獲得度合いを示す。特に基準的な割合はないが、分母の自己資本（純資産）、つまり、自己資本比率の高さとの相関関係をみるべきである。

病院法人の全体は2.8%であり、混合病院5.0%（平均に比して、+2.2）、療養病院3.8%（+1.0）の高さが目立つ反面、一般病院0.4%（-2.4）の低さは注目に値する。

$$\textcircled{3} \text{ 医業収益利益率 } \left(\frac{\text{税引後当期利益}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、病院法人の医業収益が、1期間でどれだけの利益を獲得したかを示すもので、当然、高ければ良い指標となる。

病院法人の計は1.6%であり、療養病院が一番高く2.5%（平均に比して、+0.9）、混合病院が2.2%（+0.6）、精神科病院が2.1%（+0.5）であり、一般病院のみが低く0.4%（-1.2）となっている。

一般病院のAが1.2%（-0.4）、Bが-0.6%（-2.2）、Cが0.3%（-1.3）およびDが-1.0%（-2.6）とすべての区分で低くなっている。

一般病院の収益性の低さ、他の比率も低く、“何とか現状維持体質”になっている。

$$\textcircled{4} \text{ 本来業務利益率 } \left(\frac{\text{本来業務利益}}{\text{本来業務収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、病院法人の本来業務収益が、1期間でどれだけの、その本来業務に係る利益を獲得したか、病院としての本来業務の利益の獲得の良し悪しを示すもので、当然、高いほうが、本来業務の「稼ぎ」が良いことを示している。

病院法人の計は、3.7%であり、療養病院が6.1%（平均に比して、+2.4）、混合病院が4.1%（+0.4）で、精神科病院が3.8%（+0.1）であったが、ここでも一般病院が2.3%（-1.4）で低かった。

その病床の区分毎に、(A) 3.2%（-0.5）、(B) 1.4%（-2.3）、(C) 1.7%（-2.0）、(D) 0.3%（-3.4）であり、病床数の多いほど、本来業務の「稼ぎ」は低くなっている。

このことから、一般病院、その中でも病床数が多いほど収益性は低く、“損失体質”になっているといえる。

$$\textcircled{5} \quad \text{附帯業務利益率} \quad \left(\frac{\text{附帯業務利益}}{\text{附帯業務収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、附帯業務を行っている病院法人の附帯業務が、1会計期でどれくらいの附帯業務利益をあげているかを計るものである。

病院法人では、附帯業務利益率は、-5.6%、すなわち附帯業務だけでは「赤字」という結果となった。

その内訳は、精神科病院は、-18.1%（赤）、療養病院は-4.8%（赤）、一般病院が-4.1%（赤）、混合病院が-0.9（赤）と、全ての病院種別が赤字となっている。本来業務事業損益の事業費用区分に、本部費が一括計上することにされており、医療法人会計基準がなく、病院会計準則が任意の現況で、軽々のことは言えないが、本部費の配賦が、仮に適正になされている場合、この附帯業務損益の損失はもっと拡大し、損益面の視点からのみ言えば、病院法人経営の阻害要因となっている。

附帯業務の拡充による医療法人経営の安定は、この結果から疑問と言わざるをえない。

⑥ 収益性の総括

収益性分析も5比率を示し分析したが、安全性分析ほど顕著な結果は出なかったが、次のように一般病院が劣り、療養病院と混合病院が良い結果となった。

	一般病院	療養病院	混合病院
1. 総資本利益率	0.6 %	1.8 %	1.9 %
2. 自己資本利益率	0.4	3.8	5.0
3. 医業収益利益率	0.4	2.5	2.2
4. 本来業務利益率	2.3	6.1	4.1
5. 附帯業務利益率	-4.1	-4.8	-0.9

そこで、一般病院のうち病床数の少ないA（99床以下）と病床数の多いD（300床以上）を比較すると次のように示しうる。

	A（99床以下）	D（300床以上）	比較
1. 総資本利益率	1.1 %	-1.0 %	>2.1 %
2. 自己資本利益率	2.0	-3.3	>5.3
3. 医業収益利益率	1.2	-1.0	>2.2
4. 本来業務利益率	3.2	0.3	>2.9
5. 附帯業務利益率	-6.7	-4.8	<1.9

一般病院の極めて低い収益性の中でも、病床数の多い大病院の収益性の低さは惨状といつて良い。

(D) 効率性分析

① 1病床当たり本来業務収益 $\left(\frac{\text{本来業務収益}}{\text{許可病床数}} \right)$

この指標は、病院法人の病院許可病床1床当たりの本来業務収益の額を示し、多いほうが、1病床の効率性が高い。

この指標の問題点は、分母が許可病床であり、正確を期するためには、実働病床が望ましく、分子では外来収益が含まれており、本来業務入院収益が望ましいが、データの開示がなく、便宜的に近値すると思われるこの項目を用いた。

病院法人の1病床当たり本来業務収益は、13,163千円であった。

これを超えるのは、一般病院 18,386 千円（平均に比して、+5,223 千円）であり、次が混合病院 12,787 千円（-376 千円）であった。最も低い精神科病院 6,122 千円（-7,041 千円）であり、一般病院の本来業務収益は 3 分の 1 になっている。

一般病院と精神科病院の病床規模による内容を吟味しようとしたが、病床数の少ない規模に外来収入の加算がありマチマチの結果となっている。しかし、許可病床を病院の総合力とみると一般病院の病床当りの「稼ぎ」が、つまり効率性が高いのは頷ける。

$$\textcircled{2} \quad 1 \text{ 病床当たり本来業務利益} \quad \left(\frac{\text{本来業務利益}}{\text{許可病床数}} \right)$$

この指標は、病院許可病床 1 床当たりの本来業務に係る収益から、その費用、本部費を差引いた本来業務利益の額を示し、多いほうが本来業務の病床効率が高い。

この指標の問題点は前の①に示したことを内在しているが、さらに表示の便宜のため、共通費である本部費を配賦することなく、本来業務収益からの控除項目としたことを指摘できる。

病院法人の 1 病床当たり本来業務利益は 452 千円であった。

これを上廻るのは、療養病院 565 千円（平均に比して、+113 千円）と混合病院 527 千円（+75 千円）であり、一般病院 434 千円（-18 千円）がわずかに下廻り、精神科病院が最も低く 232 千円（-220 千円）であった。療養病院や精神科病院の病床規模別の内容吟味による分析は実施できなかった。

$$\textcircled{3} \quad 1 \text{ 病床当たり総資本} \quad \left(\frac{\text{総資本}}{\text{許可病床数}} \right)$$

この指標は、病院法人の許可病床 1 床当たりの総資本（純資産）の投下効率を示し、高いから良いというものではなく、高い金額は、資本投下額が大きいことを示し、他の指標（例、1 病床当たり本来業務収益）との関連で見えていくべきものである。

病院法人の 1 病床当たり総資本投下額は 15,466 千円であった。

これを上廻るのは、一般病院 19,782 千円（平均に比して、+4,316）のみであり、混合病院が 15,266 千円（-200 千円）と近く、最も低いのは、精神科病院 8,601 千円（-6,865 千円）であった。

病床数による規模別は、分析が出来なかったが、一般病院には、他と比して多額の資金が投下されていることはわかった。

④ 効率性の総括

病院法人の効率性分析を 3 項目で実施したが、残念ながら明確な指標等を示すことはできなかった。

しかし、一般病院と精神科病院の効率性を比較すると次のように示しうる。

	一般病院	精神科病院	比較
・ 1 病床当り本来業務収益	18,386 千円	6,122 千円	>12,264 千円
・ 1 病床当り本来業務利益	434	232	> 202
・ 1 病床当り総資本	19,782	8,601	>11,181

このように一般病院が精神科病院の 2 倍近くから 3 倍まで多く指数を示している。前 2 者は外来収入の多さと思われる。しかし、これは、そのままとらえることはできない。

総資本利益率を比較すると、次のように精神科病院が良い結果を示している。

	一般病院	精神科病院	比較
・ (収益性) 総資本利益率	0.6 %	1.6 %	< 1.0
・ (収益性) 医業収益利益率	0.4	2.1	< 1.7

つまり、精神科病院が少ない投下資本でより大きな収益性をあげていることを示し、その意味では、一般病院の資本効率の低さ、反対に精神科病院の高さを示しうる。

(E) 病院法人・財務分析の総括

① 総括表による評点

病院法人 781 法人について、財務安全性・5項目、収益性・5項目ならびに効率性・3項目の財務分析を実施した。

分析結果を分かりやすくするため、各病院種類毎に秀れた比率・指標を4とし、以下3・2・1の点数を付すと次のような結果になった。

財務分析・結果の評点表（件数）

比率等		一般	療養	精神科	混合	計	最も、次に秀れた比率・病床区分	
安全性	1. 流動比率	1	3	4	2	10	療養C	精神B
	2. 未収対買掛比率	1	2	4	3	10	精神C	精神D
	3. 自己資本比率	1	3	4	2	10	療養C	精神D
	4. 借入金比率	4	1	3	2	10	一般A	混合A
	5. 固定長期適合率	2	3	4	1	10	精神B	療養C
(小計)		(9)	(12)	(19)	(10)	(50)	—	—
収益性	1. 総資本利益率	1	4	2	3	10	混合C	療養C
	2. 自己資本利益率	1	4	2	3	10	混合C	混合D
	3. 医業収益利益率	3	4	1	2	10	療養C	混合C
	4. 本来業務利益率	1	4	2	3	10	療養C	混合C
	5. 附帯業務利益率	4	3	1	2	10	療養D	混合A
(小計)		(10)	(19)	(8)	(13)	(50)	—	—
効率性	1. 1病床当り 本来業務収益	4	2	1	3	10	一般A	一般B
	2. 1病床当り 本来業務利益	2	4	1	3	10	混合C	療養C
	3. 1病床当り 総資本	—	—	—	—	—	—	—
	(小計)		(6)	(6)	(2)	(6)	(20)	—
(計)		(25)	(37)	(29)	(29)	(120)	—	

(注) 効率性「1病床当り総資本」は、この指標のみの判定はできないので除外した。

これを病院法人ごと得点ごとに示すと、次のようになる。

① 療養病院	37 点	(30.8 %)	「収益性」が極めて高い
② 精神科病院	29 点	(24.2 %)	「安全性」が極めて高い
③ 混合病院	29 点	(24.2 %)	「収益性」が高いが、「安全性」に課題
④ 一般病院	25 点	(20.8 %)	「効率性」がややいい
(計)	120 点	—	—

療養病院が財務分析上は良い病院であり、一般病院が「問題病院」となろう。採点表の右側に、その分析した比率等で「上位2位」までを示したが、それを病床規模別に並び替えると次のようになる。

種 別	A	B	C	D	計	備考
	99床以下	100～199	200～299	300以上		
一般病院	2	1	0	0	3	
療養病院	0	0	8	1	9	
精神科病院	(※)	2	2	0	4	
混合病院	2	0	5	1	8	
(計)	4	3	15	2	24	

(※) 印、1病院であり対象から除外、一応「0」とした。

この結果、療養病院が9件、「C」の病床数が15件、特に療養病院C（8件）の良さが際立つ反面、一般病院の悪さ、病床の多い種別が財務分析上、問題があることを示している。

2 診療所法人

(1) 診療所法人による分析総括表(平均値表)

種 類 項 目		(A) 有床診療所	(B) 無床診療所	合 計	備 考
		(1) 施設概況	1. 法人数	191	623
	2. 許可病床数(床)	16.3		16.3	
(2) 安全性	1. 流動比率 (%)	266.5%	311.2%	300.7%	
	2. 未収対買掛比率 (%)	572.7%	712.6%	679.8%	
	3. 自己資本比率 (%)	43.0%	62.5%	57.9%	
	4. 借入金比率 (%)	22.8%	6.6%	10.4%	
	5. 固定長期適合率 (%)	72.6%	59.9%	62.9%	
(3) 収益性	1. 総資本利益率 (%)	0.4%	2.0%	1.6%	
	2. 自己資本利益率 (%)	0.8%	3.3%	2.7%	
	3. 医業収益利益率 (%)	0.4%	2.1%	1.7%	
	4. 本来業務利益率 (%)	2.2%	4.5%	4.0%	
	5. 附帯業務利益率 (%)	4.8%	-23.6%	-16.9%	
(4) 効率性	1. 1病床当たり 本来業務収益 (千円)	28,745		28,745	
	2. 1病床当り 本来業務利益 (千円)	633		633	
	3. 1病床当り総資本(千円)	33,231		33,231	

診療所の中には、介護老人保健施設を保有しているものを含む、1医療法人毎の集計である。

(2) 診療所法人の財務分析

(A) 施設概要

診療所法人として、貸借対照表等のデータを収集できた法人は、898 法人のうち 814 法人 (90.6%) であり、そのうち有床診療所が 191 法人 (23.5%) であり、許可病床の平均は 16.3 床であった。

有床診療所で「20～99 床」が 8 法人 (0.1%) 47.9 床であったが、これは 1 法人で 2 ヶ所以上の有床診療所を運営しているケースで、分解して全て「19 床以下」に掲示した。

(B) 安全性分析

$$\text{流動比率} \left(\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$$

この比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、短期負債の短期的な支払い能力を計る尺度とされており、経営分析において必ず取り上げられる重要な比率である。

この比率が高いほど、その法人の短期負債の支払の能力が高いことを示している。

すなわち、流動負債は 1 ヶ年以内に支払期限が到達するので、この支払い資金としては、1 ヶ年以内に現金化する流動資産を充当する必要がある。従って、財務上この比率は高いほど良く、基準値としては 150% 以上が望ましいとされている。

診療所法人の平均で 300.7% であった。

この比率は、病院法人の 281.3% (19.4) を上廻っており、近値すると思われる療養病院 335.7% (+35) よりやや下廻っているが、かなり高い水準であり、短期的な支払能力は問題ないと思われる。

有床・無床の比較では、無床診療所が 44.7 ポイント上廻っていた。

$$\text{未収対買掛比率} \left(\frac{\text{未 収 金}}{\text{買 掛 金}} \times 100 \right)$$

この比率は、買掛金に対する未収金の割合を示すものであり、未収金と買掛金を対比することにより、業務活動で生じた短期的業務債権と短期的業務債務の回収・支払状況が概ね分かるとされている。

一般的な目安として、200%以上が望ましいとされているが、あまりにこの比率が高いと、分子である未収金滞留・未収可能性も問題が内在されていることを示しうる。

診療所法人の平均では、679.8%であった。

これは、病院法人の992.8%と比べると313ポイント下廻るが、かなり高い水準であり混合病院636.2%（-43.6）をやや上廻っており問題ない。

視点を変えると仕入材料などに対する買掛債務の低さと未収金の過大さが指摘でき、未収金の回収促進などの課題があることを示唆している。

$$\text{自己資本比率} \left(\frac{\text{純 資 産}}{\text{総 資 産}} \times 100 \right)$$

この比率は、総資産に対する純資産の割合を示すもので、この比率が高いほど財務的に健全性が優れているとされるが、20%を大きく下廻っている法人も散見される。当該法人においては、今後、利益率の内部蓄積ないし増資に務め、純資産の充実をはかるべきである。

診療所法人の平均では、57.9%であった。

これは、病院法人の42.1%と比べると15.8ポイントも上廻っており、問題ない水準である。

$$\text{借入金比率} \left(\frac{\text{借 入 金}}{\text{医 業 収 益}} \times 100 \right)$$

この比率は、医業収益に対する借入金の割合を見るもので、健全経営上からは、この比率は経験的に50%以下、どんなに多くても100%が上限であるとされている。

また、個々の法人ではこの比率が、100%を上廻る法人も見受けられる。当該法人においては、今後とも収入の増加に務め、元利金の支払いに支障なきよう十分配慮されることが必要と考えられる。

診療所法人の平均では、10.4%であり、無床診療所の6.6%(平均に比して、-3.8)に比して、有床診療所が22.8%(+12.6)であり、後者の設備投資への借入金依存がみてとれる。

病院法人の50.9%(+40.5)の高さが、それを裏付けている。いずれにしろ、診療所法人の経営健全度に問題はない。

$$\text{固定長期適合率} \left(\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{純資産}} \times 100 \right)$$

この比率は、長期的な資金調達されたもの(固定負債と純資産)から、長期的な資金投下(固定資産)されているかをみるものであり、100以下が望ましいとされている。

視点を変えると、短期資金(1年以下の返済)と長期資金(1年超)の調達と、その運用の良さ悪さを示すもので、「装置産業的」要素を持つ有床の診療所法人にとって必要な指標である。

診療所法人の平均では62.9%であり、有床診療所が72.6(平均に比して、+9.7)、無床診療所が59.9%(-3)であり、無床診療所の長期資金収支の際立った良さが目立つものとなった。

病院法人は75.4%(+12.5)で、それと比しても良いが、有床診療所と近値の結果となった。

安全性の総括

安全性分析の5比率のみ、診療所法人の財務安全性を総括することは、かなり危険であるが、あえて直言すると、診療所法人の財務的な安全性は、確保されていると言える。

	診療所法人	病院法人	比較
1．流動比率	300.7 % (286.5)	281.3 %	> 19.4
2．未収対買掛比率	679.8 (572.7)	636.2	> 43.6
3．自己資本比率	57.9 (43.0)	42.1	> 15.8
4．借入金比率	10.4 (22.8)	50.9	< 40.5
5．固定長期適合率	62.9 (72.6)	75.4	< 12.5

このように5比率とも、診療所法人が5つの全ての面で秀れており、その中でも無床診療所がより秀れており、借入金による資金投下の安全性への弊害が読み取れる。

(C) 収益性分析

$$\text{総資本利益率} \left(\frac{\text{税引後当期純利益}}{\text{総資産}} \times 100 \right)$$

この比率は、総資産（負債と純資産）と、税引後当期純利益の割合、つまり診療所法人が総資産でどれくらいの利益を1年に稼ぎ出したかを示すものである。

診療所法人の平均では1.6%であり、有床診療所で0.4%（平均に比して、-1.2%）、無床診療所で2.0%（+0.4%）であった。

病院法人は1.4%であり、それよりやや良いレベルであり、安全性の諸比率ほどの差はない。無床診療所が2.0%（+0.4）なのに対し、有床診療所は0.4%（-1.2）と低く、一般病院と同じ数値である。

このことから、有床（病床）に資金投下しても、利益はあげられない、又は、あげにくいことがわかる。

$$\text{自己資本利益率} \left(\frac{\text{税引後当期純利益}}{\text{純資産}} \times 100 \right)$$

この比率は純資産（自己資本）に対する税引後当期利益の割合を示すものであり、自己資本による当期利益の獲得度合いを示す。特に基準的な割合はないが、分母の自己資本（純資産）、つまり、自己資本比率の高さとの相関関係を見るべきである。

診療所法人の平均は 2.7% であり、無床診療所が 3.3% (平均に比して、+0.6) とかなり高いレベルなのに比して、有床診療所は 0.8% (-1.9) とかなり低くなっている。

病院法人の平均は、2.8% (+0.1) ほぼ同じ水準といえる。

ただし、病院の自己資本比率が 42.1% であるが、診療所法人の自己資本比率は 57.9% で 15.8 ポイントも診療所が高く、比率の内容的には、診療所法人が秀れていると言える。

$$\text{医業収益利益率} \left(\frac{\text{税引後当期利益}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、診療所法人の医業収益が、1 期間でどれだけの利益を獲得したかを示すもので、当然、高ければ良い指標となる。

診療所法人の平均は 1.7% であり、無床診療所が 2.1% (平均に比して、+0.4) とやや高いレベルなのに対し、有床診療所は 0.4% (-1.3) と低いレベルに止まっている。

病院法人の平均は 1.6% (-0.1) で、ほぼ同じ水準である。ただし、病院の 1 病床当り本来業務収益が 13,163 千円であるのに対し、有床診療所は、28,745 千円 (+15,582 千円) と 2 倍以上にもかかわらず、0.4% に止まっており、病院に比して病床稼働が著しく低いことを示している。

$$\text{本来業務利益率} \left(\frac{\text{本来業務利益}}{\text{本来業務収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、診療所法人の本来業務収益が、1 期間でどれだけの、その本来業務に係る利益を獲得したか、診療所としての本来業務の利益の獲得の良し悪しを示すもので、当然、高いほうが、本来業務の「稼ぎ」が良いことを示している。

診療所法人の平均は 4.0% で、無床診療所が 4.5% (平均に比して、+0.5) と高く、有床診療所は 2.2% (-1.8) に止まっている。

病院法人の平均は 3.7% (+0.3) で、診療所法人より 0.3 ポイント低い、有床診療所は、それに近接すると思われる療養型病院 A (99 床以下) で 5.8% もあり、3.6 ポイントも有床診療所より高く、有床診療所の本来業務の「稼ぎ」が低いことを示している。

$$\text{附帯業務利益率} \left(\frac{\text{附帯業務利益}}{\text{附帯業務収益}} \times 100 \right)$$

この比率は、附帯業務を行っている病院法人の附帯業務が、1会計期でどれくらいの附帯業務利益をあげているかを計るものである。

診療所法人の平均は - 16.9%で、無床診療所が - 23.6%に対し、有床診療所は 4.8%あり、無床診療所の附帯業務が全て機能していないことを示している。

病院法人でも - 5.6%であり、有床診療所の健闘が目立つ。

収益性総括

診療所法人の収益性の5つの指標を病院法人と比較して示すと次のようになる。

比 率	診療所法人	病院法人	比 較
1．総資本利益率	1.6 %	1.4 %	>0.2
2．自己資本利益率	2.7	2.8	<0.1
3．医業収益利益率	1.7	1.6	>0.1
4．本来業務利益率	4.0	3.7	>0.3
5．附帯業務利益率	- 16.9	- 5.6	< - 11.3

このように収益性に関しては、1から5までの比率で0.1ポイントから0.3ポイントの差に納まっており、ほとんど差はない。

ただし、附帯業務収益に関しては、-（マイナス：赤字）の差が11.3ポイントあり、特に先の分析でも示したように無床診療所の附帯業務は - 22.6%を示しており、財務収益性分析の結果から見る限り、附帯業務は、実施すべきではない。

(D) 効率性分析

3 指標

診療所法人（有床）の「1 病床当り」の 3 指標を比較すると、次のように示しうる。

	有床診療所	99 床以下・療養病院	病院・平均
・本来業務収益	28,745 千円	10,809 千円	13,163 千円
・本来業務利益	633	625	452
・総資本	33,231	14,824	15,466

最も近い類型と考えられる「99 床以下・療養病院」と比較してみても、3 指標全て「1 床当り」では、効率性で上廻っており、病院平均から見ても同様のことが指摘でき、有床診療所の効率性の良さを指摘できる。

3 老健法人

(1) 介護老人保健施設の分析総括表（平均値表）

項目	種類	介護老人保健施設		合計	備考
		(入所定員) 100人未満	(入所定員) 100～200人未満		
(1) 施設概況	1. 法人数	2	5	7	
	2. 入所定員数 (人)	86.0	119.0	109.6	
	3. 通所定員数 (人)	25.0	62.0	51.4	
(2) 安全性	1. 流動比率 (%)	297.1%	243.2%	258.6%	
	2. 未収対買掛比率 (%)		1185.4%	1185.4%	
	3. 自己資本比率 (%)	31.8%	29.1%	29.9%	
	4. 借入金比率 (%)	147.5%	100.5%	113.9%	
	5. 固定長期適合率 (%)	86.8%	85.9%	86.2%	
(3) 収益性	1. 総資本利益率 (%)	3.3%	1.8%	2.2%	
	2. 自己資本利益率 (%)	10.3%	6.1%	7.3%	
	3. 医業収益利益率 (%)	7.5%	3.2%	4.4%	
	4. 本来業務利益率 (%)	13.9%	4.6%	7.3%	
	5. 附帯業務利益率 (%)	8.3%	18.2%	15.4%	
(4) 効率性	1. 1病床当り 本来業務収益 (千円)	4,610	5,564	5,291	許可病床
	2. 1病床当り 本来業務利益 (千円)	642	306	402	同上
	3. 1病床当り総資本 (千円)	11,920	11,696	11,760	同上

(対象法人が少ないため、区分毎の分析とする。)

(A) 施設概要

介護老人保健施設のみを開設する法人（以下「老健法人」という。）は7法人で、うち4法人が入所定員「100人未満」で4法人、定員数の平均93.0人、通所定員の平均22.5人であった。

100人定員以上は3法人、入所定員数の平均131.7人、通所定員数の平均90.0人であった。

全体平均では、入所定員109.6人、通所定員数51.4人であった。

(2) 老健法人の財務分析

(B) 安全性

老健法人を2区分に分け、近値と思われる療養病院A・Bと比較する。

(%)

比率名	100人未満			100~200人未満			計			備考
	老健	療養 A	比較	老健	療養 B	比較	老健	療養 A・B	比較	
1.流動比率	297.1	283.2	> 13.9	243.2	347.6	< 104.4	258.6	309.1	< 50.5	
2.未収対買掛比率	- ()	956.0	- ()	1,185.4	1,035.0	> 150.4	1,185.4	987.8	> 197.6	
3.自己資本比率	31.8	40.5	< 8.7	29.1	47.7	< 18.6	29.9	43.4	< 13.5	
4.借入金比率	147.5	64.2	> 83.3	100.5	54.7	> 45.8	113.9	60.4	> 53.5	
5.固定長期適合率	86.8	74.8	> 12.0	85.9	72.7	> 13.2	86.2	74.0	> 12.2	

(注) ()印は、対象法人が少なくエラーとして出た。

安全性に関する諸比率は、老健と療養Aはマチマチの結果となった。ただ、老健は、借入金比率が100%を超え、自己資本比率が29.9%と低く、借入金依存体質がわかる。特に100人未満では147.5%と収入を上げるための借入金の割合が巨大であることを示している。

(C) 収益性

老健法人を2区分に分け、近値と思われる療養病院A・Bと比較する。

(%)

比率名	100人未満			100~200人未満			計			備考
	老健	療養 A	比較	老健	療養 B	比較	老健	療養 A・B	比較	
1.総資本利益率	3.3	1.3	> 2.0	1.8	1.3	> 0.5	2.2	1.3	> 0.9	
2.自己資本利益率	10.3	3.3	> 7.0	6.1	2.7	> 3.4	7.3	3.1	> 4.2	
3.医業収益利益率	7.5	1.7	> 5.8	3.2	1.6	> 1.6	4.4	1.7	> 2.7	
4.本来業務利益率	13.9	5.8	> 8.1	4.6	4.7	< 0.1	7.3	5.4	> 1.9	
5.附帯業務利益率	8.3	-9.7	> 18.0	18.2	1.1	> 17.1	15.4	-5.4	> 20.8	

収益性に関する比率は、本来業務利益率100人~200人未満を除いて、全ての指標で老健が秀れている。特に本来業務利益率の7.3%はともかくとして、附帯業務利益率15.4%は、附帯業務が老健の介護サービス事業と近似し、相互補完していることを示している。

老健の収益性は極めて高いことを指摘できる。

(D) 効率性

老健法人を2区分に分け、近値の療養病院A・Bと比較する。

(千円)

比率名	100人未満			100～200人未満			計			備考
	老健	療養A	比較	老健	療養B	比較	老健	療養A・B	比較	
1.1 病床当り本来業務収益	4,610	10,809	< 6,199	5,564	9,440	< 3,876	5,291	10,259	< 4,968	
2.1 病床当り本来業務利益	642	625	> 17	306	440	< 134	402	551	< 149	
3.1 病床当り総資本	11,920	14,824	< 2,904	11,696	12,057	< 361	11,760	13,712	< 1,952	

(注) 老健法人の定員数を病床数とみなした。

老健法人の効率性は、近似すると思われる療養と比較して、3指標でいずれも下廻っており効率は決してよくない。特に、「1病床当り本来業務収益」が「100人未満」で療養Aの42.6%、2分の1以下であり、「100～200人未満」でも58.9%に止まっている。

(E) 老健法人・財務分析の総括

老健法人を2区分に分け、近値の療養病院A・Bと比較する。

(%)

比率名	100人未満			100～200人未満			計			備考
	老健	療養A	比較	老健	療養B	比較	老健	療養A B	比較	
1.安全性(5比率)	3	1	>2	3	2	>1	3	2	>1	
2.収益性(5比率)	5	0	>5	5	0	>5	5	0	>5	
3.効率性(2指標)	1	1	±0	0	2	<2	0	2	<2	

(注) 1病床当り総資本は除く。

老健法人の財務分析、安全性、収益性および効率性について、療養Aと比較、その中で秀れている比率等に1点、劣るものを0点として集計すると上表のようになる。

安全性の面でやや老健法人が勝り、収益性では圧倒的に秀れているが、効率性では療養A Bに劣る結果となっている。

第7 むすび

平成19年4月1日から開始する会計年度から、医療法人に開示が義務化された事業報告書ならびに監事監査報告書の開示内容について、法令遵守（コンプライアンス）と財務分析による経営体力の測定を目的として、この調査を実施した。7都道府県・1,746法人を調査・分析した結果は、この報告書の第1から第6に示すとおりである。

（1）法令遵守（コンプライアンス）について

調査の過程で分かったことだが、未提出のもの（医療法第46条の4第3号第3号違反）がかなりあり、提出されたものでも（意図的と思われる）記載もれ（この調査では、法律違反とみなした）、法律違反を“自白”しているようなものも多数あった。

限定された開示事項の中で、報告書第1・5・(2)に示すように、調査対象を限定し、絞り込み、事案の内容等により点数化し、その結果を第5に示した。調査対象法人1,746法人のうち、「正しくなされているもの」は340法人（19.5%）にすぎず、残り1,406法人（80.5%）は、何等かの誤り（法律違反を含む）があり、監事の監査報告書もれ自体に誤りがあるもの（3.6%）はともかくとして、全ての監査結果が（調査対象法人では）「無限定適法（正）」であり、法令遵守を基盤とした医療法人の内部統制が機能しているとは言い難い。

今回は、開示初年度であり、その対応を見送ったが、「重大な違反」が継続する場合、法人の責任者に何等かの対応をしていくのかどうかを検討したい。

（2）財務分析について

貸借対照表・損益計算書を中心に、病院法人、診療所法人、老健法人、あるいは必要に応じ「特定・特別」、「出資額限度法人」、「基金拠出型法人」、「その他」に分けて、第1・5・(3)に示す財務分析を実施した。

限られた財務データの中から、第6に示すような財務安全性（5項目）、収益性（5項目）、効率性（3項目）について財務分析を行った。

病院については、許可病床数から実働病床数・入院稼働率などを用いて、入院患者数を推計して、入院患者1人当たりの種々のデータを推計しようとしたが、あまりに推測の要素が多く、この調査報告の目的から外れると思ひ掲載しなかった。

財務分析の結果は、第2・第3の諸資料を勘案しながら、第6に示したが、次のような結論をえた。

（安全性）

- ・ 病院法人の財務安全性は、一応確保されていること
- ・ 精神科病院の財務安全性が極めて良いこと
- ・ 一般病院は悪い、特に大病院の財務安全性は、極めて悪化していること

(収益性)

- ・ 病院法人の収益性は、低レベルであること
- ・ その中でやや良好なのは、療養病院と混合病院であること
- ・ 一般病院は極めて悪く、その中でも大病院は危機レベルにあること

(効率性)

- ・ 明確な統一したものはなかったこと
- ・ 一般病院は、精神科病院の2倍近い病床効率があるが、資本利益率は2分の1くらいであり、一般病院の投資が効果を示していないこと

事業報告書等の開示内容から、全国規模での1,746法人の調査分析は、今のところ他に例がないと思われ、特に法令違反の点数化には異論が多いと思われるので、次回以降、修正していき、より実態を示すものにしていきたい。

私ども、株式会社 グロスネット (G Net) は、社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 (JAHMC) が認定登録した「医業経営コンサルタント法人」であり、定款の事業目的に「医業経営コンサルタント業務」を第一に掲げており、質はともかくとして、数々の提言を出しており、この報告書も、その一例である。

医療法人のコンプライアンスの実態を、この報告書で明らかにし、一般病院の経営悪化、特に大病院の惨状を明らかにしたが、この報告書が、その改善の端緒となり、医療法人制度発展の嚆矢(こうし)となれば喜ばしい限りである。

〔無断転載・引用を原則として禁止する〕

ただし、次のように正確に引用されれば転載を認める。

報告書名、発行年月日、発行会社名、引用ページ

なお、行政機関、研究者などで、公表以外の資料

(7 都道府県別データ等) を望まれる場合、下述、久保田まで連絡下さい。

〒104 0031 東京都中央区京橋 3 6 12 正栄ビル 8F

(株)グロスネット TEL 03 3562 7741 FAX 03 3562 7760

E-メール kubota@mmg-net.com ホームページ <http://www.mmg-net.com>

調査報告書の作成に係わった者

認定登録「医業経営コンサルタント法人」(第 10-0001 号)株式会社 グロスネット
(G N e t) の次の構成員である。

担 当	氏 名	医業経営コンサル タント登録番号	その他の資格等	JAHMC (2)
総 括 指 揮	松 田 紘一郎	第 0004 号	税理士 公認会計士	常務理事
	分 析	田 中 仁 (1)	第 5248 号	税理士 公認会計士
調 査 ・ 記 録	原 子 修 司	第 4911 号		
	井 上 輝 生 (1)	第 1858 号		熊本県支部理事 広報委員会委員
	久保田 敏 昭		行政書士	
	岡 田 雅 子	第 0391 号		広報委員会委員長

(注) (1) その領域分野の責任者

(2) 社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 (Japan Association of
Healthservice Management Consultants) の略称